

自然エネルギー・子育て対策・市民自治を学ぶ

飯田市・下條村・新潟市 視察報告書（詳細）

2013年3月28～30日



場 所：長野県飯田市(市役所、ラウンドアバウトの交差点)

長野県下條村(道の駅信濃路下條・休憩室、定住促進住宅等)

新潟県新潟市(にいがた自治体研究所)

参加者：大貫憲夫、岩崎ひろし、あらき由美子、白井まさ子、古谷やすひこの各市議と政務調査員
2名、計7名

日程：

3月28日 新横浜駅集合、JR 東海道新幹線、豊橋乗り換え、JR 飯田線にて飯田駅へ。レンタカー
で飯田市役所、ラウンドアバウト交差点を視察。昼神温泉泊。

3月29日 下條村(道の駅信濃路下條・休憩室、定住促進住宅等)視察。その後、中央自動車道、
長野自動車道(飯田IC～長野IC)経由で長野駅へ。JR 長野新幹線、高崎乗り換え、JR 上
越新幹線にて新潟駅へ。新潟市ホテルオークラ泊。

3月30日 新潟市(にいがた自治体研究所)。正午解散。JR 上越新幹線等で帰路へ。

日本共産党横浜市会議員団

目 次

はじめに	1
飯田市議会議長あいさつ	2
日本共産党横浜市議会議員団団長あいさつ	2
I 飯田市 自然エネルギー普及を推進 3月28日	3
II おひさま進歩エネルギー 3月28日	14
III 交差点の整備―ラウンドアバウト 3月28日	20
IV 若者・子育て施策充実の下條村 3月29日	29
V 新潟市の「区自治協議会」 3月30日	35
おわりに	55

はじめに

日本共産党横浜市議団は3月末、長野県飯田市、下條村と新潟市を視察しました。

飯田市は、環境モデル都市として、創エネルギー・省エネルギー事業に積極的に取り組んでいます。その一環として、市内のおひさま進歩エネルギー㈱と協働して太陽光発電などの普及を推進。信号機のない交差点「ラウンドアバウト」の整備などを行っています。

下條村は、高齢者の医療費補助、若者定住促進のための専用村営住宅整備や新・増改築補助、保育料の減額、高校生までの医療費無料化、村民自ら行う道路補修などの資材支給事業などを行っています。

新潟市は2007年に政令指定都市になった際に、行政区毎に区自治協議会を設置し、住民による自治を尊重する取り組みを行っています。

これら3か所でお聞きしたこと、見たこと、学んだことについて、報告いたします。

この報告書は、視察時のメモ、資料、録音をもとに、聞き取った内容をまとめたものです。なお、録音をもとに文書に起こした部分は出来る限り発言に沿ったものとしました。

○飯田市議会議長あいさつ 上澤 義一 氏 (写真1)

4月17日告示、24日投票で、市議会議員選挙があるため議員は忙しいが、私はこれで引退するので、お相手できる。

議会で、市長が変わる毎に政策が変わるのはかなわないということで、議会として環境文化都市一向こう30年40年先の飯田市という都市を環境文化都市にしようということで、議会の方から提案。平成21年に環境モデル都市となってからは、すぐにメガソーラーを全国に先駆けて電力会社とタイアップして実施し、順調に運転している。これからは、小水力発電、バイオガスエネルギーなどを推進していく。環境問題には、先進的な地域になろうということで、全庁あげて取り組みを進めている。民間のみなさんが中心になってやる部分もある。最終的には太陽光の発電を飯田市の何%までやろうとかという目標を掲げてやっているの、今日の視察の内容に応えられると思っている。

ラウンドアバウトは、大震災以来注目され、1機目は去年のうちに運用されており、今週の月曜日に2機目を運用開始した。信号がなくてもスムーズな通行ができるということと、中央自動車道の飯田インターチェンジから市役所までのアクセスがないということで道路幅拡幅と合わせて整備し、そこから入ってきた車がラウンドアバウトを経由して市内、駅の方に行くという大きな目的を持って行い、地域の方の理解をいただいているものができると思っている。

小さな地域ではあるが、ひとつひとつ取り組めるもの、環境にやさしいものを取り入れていこうということのひとつの現れだと思っている。

飯田市は旧城下町だが、昭和22年に大火があって、市内の4分の3ほどを焼失した。大火のあとに、地元の中学生在が植えたりんご並木は、いまや飯田のシンボルになっている。産業としては、昔からの水引産業、半生菓子や日持ちのする最中（もなか）などの菓子—全国的には出荷高はトップクラス、精密機械工業、基幹産業である農業—果樹はなんでもできる—などがある。しかし、後継者難と高齢化が進んでおり、これらを何とかしなければならないというのが市あげての取り組みである。

私どもはこの地域に誇りをもっているの、そういったところもご覧になっていただければ大変ありがたいと思う。遠いところから来ていただきありがとうございます。

写真 1



○日本共産党横浜市議会議員団団長あいさつ 大貫 憲夫 氏

今日はありがとうございます。年度替わりで忙しいところに伺い申し訳ありません。ちょうど予算議会が終わり、この機会を逃すとなかなか来る機会がないということで、ご無理をお願いしたが、よろしくお願いします。

横浜市議会では地球温暖化対策・環境創造・資源循環局の委員をやっているが、地球温暖化というのは大変大きな問題だと思っており、横浜市では3・11以前から地球温暖化対策を立ちあげてはいたが、3・11以降も中身がほとんど変わっていない。環境対策としては省エネと創エネがあるが、横浜は大都市ということで省エネの部分ではいろいろと対応しているが、市民から湧き上がったも

のではなくて、目立つものをモデル的にやっているしかない。

私たちは創エネが大事だと思っているが、飯田市が本当によいことを行っているということで、今日は勉強させていただきたいということで伺った。飯田市は3・11前に環境モデル都市に指定されて対応されてきたということは大変先進的である。特に官民あわせてエネルギー対策に取り組んでいる様子などを勉強させていただき、横浜市でどのようなことができるのか考えていきたい。よろしく願います。

I 飯田市 自然エネルギー普及を推進 3月28日

○飯田市水道環境局 地球温暖化対策課 地域エネルギー担当専門主査 小川氏（写真2）
（IS 数字）は、「環境モデル都市・飯田の挑戦」パワーポイントの番号

飯田市と環境モデル都市

4月から新しく「地域エネルギー計画係」ができて、人員を1人増やし、全面展開で取り組みをやっていく体制ができる。私は、モデル都市認定時からずっと担当している。

平成20年に環境モデル都市を提案。当時は福田総理大臣のもと、洞爺湖サミットを控えており、日本としても国ががんばるだけではなくて地方もがんばりなさいということで、すぐれた取り組みをやっているいろんなタイプの大中小の都市をモデル都市に認定していきたいということで応募。

横浜市は先行6都市で認定を受け、アクションプランを立てていた。飯田市は、それより半年ほど遅れて環境モデル都市候補都市ということだったが、当時の阿部横浜副市長（現長野県知事）が、温暖化対策の本部長等々専門家を連れて上田市を訪問し、「おひさま」の展開をやりたいという提案があつて以来、横浜市の職員の方とは懇意にしている。平成21年には、飯田市職員と横浜市の職員が人事交流を1年間実施した。

横浜と飯田は立地も規模も全く違うが、エネルギーをいままで外部の資源に頼ってきたところを少しでも自立していこうというのは、大都市でも地方都市でも同じである。特に、地方都市に目を向けると、飯田にかぎらず、山、川、太陽、風いろいろな再生可能エネルギー資源に恵まれている。これを自分たちの資源として再認識して、それを活用して、単純に電源開発をやっていくだけではなくて、まちづくりにつなげていきたいということで、再生可能エネルギーをいかして取り組んできた様子を説明したい。

特に、地方都市ならず都市部でも有力なのは太陽光エネルギーと太陽の熱利用ということなので、「おひさま」の取り組みの事業内容を詳しく、「おひさま」の担当職員にしてもらう。

飯田は合併を繰り返し、最近では上村、南信濃村と合併。上村は、小水力のモデル事業に取り組

写真 2



んでいる。合併をしても 20 地区の行政区に分かれていて、行政区それぞれに特徴があり、まち場でやる温暖化対策と山間部でやる温暖化対策とは全く違っている。山間部では、小水力や森林バイオマスをいかした村づくり地区づくりをやりたい。一方、まち場では再生可能エネルギー資源に恵まれていないので、省エネとかエネルギーの効率化、スマートコミュニティというようなことをやらなきゃいけないなということで、さまざまなまちのくらしと中山間地のくらしを踏まえた上で、温暖化対策に取り組んでいる。(IS 5)

飯田の大火。当時 GHQ がおり、その指示で、大火のあとラウンドアバウト 1 号になるロータリー交差点をつくったようだ。その時に外務省の職員が技監を連れてきて、3 日で復興計画を立て、一気にまちを整理した。この取り組みを復興のまちづくりにいかしてほしいということで、飯田市の職員が南相馬市に経験談を話しに行った。当時 3 日で復興計画を立てて迅速に復興させていったことは学ぶ必要がある。(IS 7)

昭和 36 年「サブロク災害」。この地域は台風による雨の被害を受けにくい、昭和 36 年に梅雨前線のよる集中豪雨によって天竜川が大氾濫を起こし、99 名の死者。その後、天竜川のスーパー堤防等治水対策を行った。このような災害等の対策を先人たちが行ってきた。(IS 8)

10 年かけて第 5 次基本構想基本計画を策定

第 5 次基本構想基本計画が 2007 年にスタート。10 年単位の基本構想基本計画は前期と後期それぞれ 5 か年の計画で対応している。第 4 次基本構想基本計画で、中長期的には環境と共生する環境文化都市を目指そうではないかとした。第 5 次では、自分たちの地域が自立して、経済も地域も活性化していかなければいけないとして、足腰の強いまちをつくって、環境文化都市を目指そうということで、温暖化対策にもかなり熱心に取り組んできた。(IS 9、10)

きっかけは、92 年のリオデジャネイロでの国連の地球環境サミット。この時に「サステナ (sustainer、sustain (維持する、持続させる) の名詞)」「持続可能」という言葉が出た。当時の市長を含めた上層部には、工業団地誘致などの産業一辺倒のまちづくりでは限界があるのではないかと、成熟した社会においては環境と共生するまちづくりが必要なのではないかと、これだけ美しい自然環境に恵まれている飯田市はその方向に舵をきるべきではないかという思いが強くなったようだ。当時熱心に環境問題に取り組んできた環境課の職員に聞いてみると、そういうことのようにだ。

企業が ISO1400 を取得して、企業活動にもある程度環境改善活動、地域貢献活動をいれないと、消費者や地域から支持されない。それによって企業の価値を高めて行く必要があるのではないかと、製造業、リーディングカンパニーが相次いで ISO14000 を取得して、市役所も平成 12 年に取得を目指して専門部署も設置したが、10 年 20 年先を見据えた時に自治体が環境に舵をきることが大きな方向性ではないかということで、環境文化都市を第 4 次基本構想基本計画の柱にした。

平成 19 年に、10 年かかって環境の重要を市民と一緒に理解してきて、環境プランを立て、環境基本計画を策定。策定当時は、川崎とか水俣とか公害に非常に苦しんだ自治体がいち早く環境に配慮したまちづくりをしていきたいということで、環境基本計画をつくる自治体が全国でぽつりぽつりとあったが、自然環境に恵まれている自治体がなんで環境なんだということを当時の市民から盛んに言われたようだ。当時、産業を目指す都市像を掲げたが、そこを外して環境だということで押し切ったところに、自治体の勇気があった。地域の企業や市民の環境活動をやっている市民に応援されて、10 年かけて第 5 次基本構想基本計画にいく間に、市民に環境の大切さを説いてきた。

初めは、ごみ収集の有料化。当時は環境省ができる前だが、循環型社会ということで、どちらかというと自然保護とか緑の保全とか、リサイクル・リユース・リディースの 3 R という色合いが強かった。まずは受益者負担ということで、いま燃やすごみは大きい袋 60 円、小さい袋 30 円で、証

紙を買って有料でやっている。導入に3～4年かかった。なんで税金を払っているのにごみの収集が有料になるのだという意見があったが、これからは税金とは別にゴミを出して地域の環境に負荷をかける分は受益者負担ということで有料化していきましょうということになった。また、プラ資源を分別して、それを回収する。飯田の環境行政は、このようなゴミの分別からスタートした。

新エネルギーの担当部署を環境保全課に設置

平成14～15年に、いよいよ地球温暖化問題がクローズアップされるようになり、新エネルギーの担当部署を環境保全課に設けて進めてきた。それが花開いたのが、おひさま進歩エネルギー㈱と一緒にやった屋根貸しの太陽光共同発電である。

年々、市の平均気温が昔に比べて上がっている。今年は非常に寒くて氷も張ったが、昔は町中の小学校のグラウンドに水をまいて凍らせてスケート場をつくったものだが、いまはなかなか凍（し）みるような寒さがなくなった。平均気温は、100年前の1913年から比べると2℃ほど上昇している。（IS11、12）

環境の取り組みを市民に知ってもらうには、1年や2年ではなかなか難しい。いまようやくヒットが入り、再生可能エネルギーが特に太陽光を中心に加速度的に導入されているが、一時期は年間の太陽光発電の設置が30件程度であった。当時は市の補助金しかなく、市も潤沢に予算があるわけではなく、国の補助制度が一回終わってしまった後は苦労した。経済的なインセンティブや長年の時間をかけないと、環境への取り組みは理解されないようだ。

10年単位で環境政策に携わる職員を配置しなければいけない。この礎を作った時の担当職員は6～7年同じ部署で同じ体制でやっていた。行政が骨太な部分をつくりこんで、市民を説得しながら政策をつくりこむ時期には、担当者を代えてはいけないということを実感している。

これ（IS14）が当時の環境モデル都市で、今度新潟市、つくば市、岐阜県の御嵩町、岡山県の西栗倉山村（小水力発電を昔からやっている）など7都市が新たに環境モデル都市に認定された（茨城県つくば市、新潟県新潟市、岐阜県御嵩町、兵庫県神戸市、兵庫県尼崎市、岡山県西栗倉村、愛媛県松山市）。この中から横浜市、北九州市、下川町は環境未来都市にレベルアップされて取り組みをしていて、飯田市も環境モデル都市をステップにして、次は未来都市だと意気込んでいたが、政権が変わってその後になくなるかわからないところである。

未来都市のいいところは、環境である程度稼いだお金を福祉や超高齢化のために地域に再投資できる仕組みである。飯田市も、エネルギーで稼いだお金を福祉や超高齢化に再投資をして、自立した地域づくりにしていきたいという構想をねっていたところである。未来都市の募集が先延ばしになったのか不透明になったので不安であるが、今度募集があれば未来都市にチャレンジしていきたいと考えている。その根本となるのが、今回の条例である。

アクションプランも5年経過しようとしているので、内閣府から次期のアクションプランを立てなさいという指示がでるかと思うが、当時一回目の安倍総理大臣がクールアース50という構想を打ち出したが、それは地球全体の温室効果ガスを2050年に半分にするというもの。それを踏まえて、日本では洞爺湖サミットの議長国の意地で、2050年には日本全体で60～80%温室効果ガスを削減するというを決めて、それから野心的な取り組みをやらない都市は環境モデル都市に認定はしないということだったので、多少積算はしたが、エイヤーという感じで、産業というよりも家庭からの温室効果ガスが当時著しかったのでここを減らしましょうというのが中期目標の2030年、ちょうどリニアの新幹線が通る時。それから20年後の2050年には、全体の温室効果ガスを70%削減する目標で、やっている。（IS15）

いろいろな中心市街地の中で省エネの活動をしていきたいということで、太陽光の市民協働発電

の展開、木質バイオガスのエネルギー熱の利用、小水力は当時はなかったが、そのような再生可能エネルギーと省エネの両方が大切である。公共交通は、なかなか温暖化対策だけでは限界があるが、国交省の管理となり、地域公共交通政策の要あるいは都市政策の一貫として、低炭素な移動手段の確保というかたちで、考えて行かなければならない。これは、大きな都市から小さな都市でも同じである。

あと、人材確保ということで、おひさま進歩エネルギー(株)のように自分たちでコミュニティビジネスを立ち上げているという人材を確保・育てていく必要がある。

「おひさま」と「もり」のエネルギーで低炭素なまちづくり

4本柱で、環境モデル都市の行動計画の概要をつくり、モデル都市に認定された。

(IS16) 考え方とすれば、「おひさま」や「もり」のエネルギー、これに「水」も加え、身近にある地域エネルギー資源をいかして、低炭素なまちづくりに落としこんで、最終的にはそれによって個人のライフスタイルを低炭素化していくことを考えている。これは、横浜市、飯田市、下川町、御嵩町などどこでも同じ。自分たちにある資源をいかして、それを低炭素なまちづくりにいかないと、結局は単純は太陽光パネルがつかまりましたということで終わってしまう。口で言うのは簡単だが、なかなか難しいところである。

(IS17) 飯田市は温室効果ガスを年間 70 万トン位出しているが、割とバランスよく産業界、事業活動、家庭、運輸部門からも出ているが、運輸は最近減っている。運輸部門はプリウスにみられるように低燃費車の普及やガソリンの高騰などによる。これは指をくわえていてもある程度、技術革新や車の乗り換えなどで削減されると思われる。

(IS18) この写真は多分秋から冬に撮したものである。長野県というと雪深いというイメージがあると思うが、南北に長く、名古屋に近い飯田市は西高東低の冬型の気圧配置の影響を受けず、雪が降っても翌日にはからっと晴れる。これ (IS19) は日照時間を示しているが、グリーン、オレンジ、赤になるほど日照時間が長くなっている。北の方に行くと色がブルーや紫になって日照時間が確保できないが、その分風が強く吹くので、東北地方や北海道では風力発電が適している。東北の秋田あたりでは地熱の開発も始まっている。

(IS20) 飯田市は日照時間に恵まれていると同時に、年間日射量 (単位面積が単位時間に太陽から受ける放射エネルギーの量で測定し、単位はキロワット毎平方メートル(kW/m^2)またはワット毎平方メートル(W/m^2)がよく用いられる。) が多い、日射量とは、 1 m^2 あたりの日光の密度で、日光の密度が濃いほど、太陽光発電には適しているということで、太陽光の場合はあまり熱くなってしまうと効率が悪く、スペインやカリフォルニアでは太陽熱でタービンを回して発電をしているところがあるが、日本では温帯気候帯なので太陽光が適している。飯田の場合は特に日射量に恵まれている。日射量と日照時間はセットである。従って、飯田は春夏秋冬平均すると1日5時間は日があたる。

おひさま進歩エネルギー(株)の社長に聞いたら、5時間当たれば太陽光発電はできるということと、南向きに光が当たるかどうか。南、西、東、北の順で効率は悪くなる。悪徳業者は下の方に設置したりするので要注意である。南向きに屋根があるかどうか大きなポイントになる。10%から20%位ずつ効率が落ちてくるというデータがある。都会にいくとなかなか南向きの屋根が確保しにくくなるので、技術革新が今後も必要になってくる。

(IS21) 飯田の場合は、97年から環境文化都市を目指してエネルギー計画を立ててやってきた。2007年度までのブルーの頃が一番厳しかったが、平成21年に余剰電力の買取が48円で始まってから一気に増えて、飯田でも年間400件から500件設置されている。全国的にも同様の傾向。来年は固定買取の金額が調達価格等算定委員会の案では42円から38円、パネルが1割安くなったので単

価も1割安くしましょうというようなことが新聞紙上に出ていた。経済産業省大臣が認定する再生可能エネルギー事業者のうちの99%は太陽光発電ということなので、多分太陽光はこれからも価格がどんどん下がっていくのではないかという状況。

飯田は将来的に2030年に40%を目指している。これくらいやらないと5年越しの行動計画にぶつかっているんで、温室効果ガスの削減が間に合わないという止むに止まれぬ状況だが、なんとなくくんじゃないかなという感触である。昨今の太陽光発電の状況を見ていると非常に期待ができる内容。

一番手っ取り早くできるのは太陽光発電。太陽光というのは小水力の水利権のように誰かが権利を調整しなければならないということがない。自分の家の屋根の上に注ぐ太陽はすべてそのうちのものであり、家族会議を開いていくらで売れるのか計算しながらやればいいと思う。最近、中国やドイツの急成長した太陽光パネルの会社が頓挫したという話もあるが、やはり日本製のものを使うことが安心で、代理店はなるべく地元の業者を選べば、そうは悪いことはしないと思う。

1月末から2月初めにかけてドイツに調査に行った。ドイツでは、一番最初にやるのは徹底した省エネ。しかも1960年代に建てた低所得者の住宅を、地元の工務店が対応できる断熱材を徹底的に入れることによって、低所得者のエネルギーコストを抑え、その結果生活がよくなるということで、銀行も低金利でお金を融資する制度、省エネルギー推進法をつくった。もうひとつは再生可能エネルギー法を2009年につくって、新築するときに必ず再生可能エネルギーによる熱を入れなさいということにした。省エネをやって、熱をやって、あとコージェネ発電、いわゆる熱は熱、電気は電気というように、電気と熱をうまく使うコージェネレーション、電熱併給をやって、初めてその後に再生可能エネルギーを導入していくという順番になっている。

横浜のような大きな都市では、まず徹底して省エネをやり、次に化石燃料を高度利用して温室効果ガスを削減しながら効率よく熱を利用して、最後に屋根面積はちょっと小さいけれどもささやかな太陽光発電を行って売電したり蓄電したりという順番をとるべきではないかということ言われた。飯田もそうだと思うが、特に都会の方が徹底して省エネをやるということがかなり出来る内容であり、それにはドイツのように義務化するような法律や、国がある程度固定買取制度で電気を買ってくれるような仕組みが必要。省エネも、国がそういう法律をつくらないと、なかなかうまく進まない。それによって地元の工務店が潤って、その結果地域の経済も向上させる。従ってドイツでは住宅メーカー、ハウジングセンターがなく、全部地元の工務店が住宅などの対策をして、地元の経済で回していこうという仕組みになっている。

われわれもこれからは創エネだけではなくて省エネもやっていかなければならないと思う。ちなみに新築住宅の補助金付きの太陽光発電導入率は2011年度は47.5%。住宅メーカーは太陽光をセットで売らないと、他のメーカーと競争できず、エコはもう当たり前で、スマートハウス、ゼロエミッションハウス、いろんなことを積水ハウスやミサワホームなどのハウスメーカーがやっているんで、基本的には新築住宅は太陽光発電はつけてくると思われる。従って、既存の住宅の対策が重要になってくる。

日本とヨーロッパの住宅の違いは、住宅の住める期間が全然違う。ヨーロッパでは自分たちで不動産の価値を高めていき、それによってエネルギー燃費が証明されて、不動産の価格に反映されるという制度ができています。日本だと、20年たつとローンが払い終わって、また家を建て替えなきゃいけないなという、スクラップとビルドを繰り返してきたが、これからはエネルギー燃費なども考慮して家を建てていかなくてはならない。

行政財産の屋根を貸して太陽光発電普及事業

(IS24) 住宅への取り組み以外に、飯田市は、おひさま進歩エネルギー(株)に行政財産の屋根を 20 年間目的外使用の許可を出して貸すので、そこで発電した電気をおひさま進歩エネルギー(株)から燃料を引いて買う。当時 22 円、いまは固定買取制度により少し上げて 29 円で、国に代わって飯田市が固定買取で地元のおひさま進歩エネルギー(株)から電気を全量買い取って、余った電気は中部電力に売電して、市の収入に入るといふ仕組みをつくった。

なんでつくったかという、環境エネルギー政策研究所の飯田哲也氏らが平成 15 年度に北海道でグリーンファンドを立ちあげて、市民出資による風車を立ち上げた。それが成功して、それを今度は太陽光で飯田でやらないかということでおひさま進歩エネルギー(株)の原社長に話が合った。市民出資も本当に集まるのかなと心配だったが、北海道の実績があつて全国から集まって、初期投資と、環境省から補助金もついて、行政の屋根に太陽光パネルを設置する費用をまに合わせた。

この事業は、幼稚園の環境教育に発展したりしていて、これらの話は後でおひさま進歩エネルギー(株)から詳しくしてもらう。(IS24、25、26)

メガソーラーいいだ

(IS28) メガソーラーは全国いろいろな所で急ピッチで進められている。飯田では、天竜川が氾濫した際の復旧のための土を削った土地が市所有の山で、その山の有効利用として、環境モデル都市になるかならないかの頃に、中部電力にも働きかけて、メガソーラーを設置。

2 メガワット以上の用量だと、高压電線に電気をつなげると、大消費地に一旦電気が送られてしまう。ところが 2 メガワット未満だとそこまでの電圧が上がらないので、高压の 6600 ボルトの電線に結ばれていき、近くの変電所に行く。変電所では、中部電力の場合、上越の火力発電所から電気がきたり、いまは動いていないが浜岡の原子力発電所から電圧を落として変電所まで来て、変電所から周辺の家庭へ電気が配られる。このメガソーラーの電気は、どこをたどっていても最終的には変電所までしか行かない。その変電所から再び 300 世帯の地域の世帯に電気が配られる。

ということは、理論上、地産地消になっており、飯田市の目指す政策と合致するので、まさにこのメガソーラーの土地は、公共または公用のために供する土地のままでいいのではないかと、飯田市の目指す政策を実現するひとつのシンボリックな事業だということで、全国で初めて行政財産のまま中部電力に貸出をした。メガソーラーの土地は、公民館や市役所の建物と同じ行政財産。

これは東日本大震災の前で、R P S 法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）によって中部電力は C S R（企業の社会的責任、corporate social responsibility）ということでこの取り組みに協力していただき、わずか 1 メガではあるが、エネルギーの地産地消を地域の皆さんに遡及したかった政策的な取り組み。

(IS29) 行政財産の土地の上に、約 4700 枚のパネルを設置し、年間 100 万キロワットアワー発電している。飯田市は 1 キロワットに対して 1000 キロワットアワー自家発電するので、単純計算して 100 万キロワットアワー、一般家庭 300 世帯の電気をまかなっている。想定が CO₂ 削減量 400 トン、1.8 ヘクタールの土地。

2010 年に開発計画を公表して、2011 年 1 月 28 日に営業運転が開始、3 月 14 日に PR 施設を公開。PR 施設は、5000 万円を投じて、トイレや PR 施設をつくった。PR 施設の母体となる建物だけは、高規格道路の展望台ということでぽつんと建物だけが残っていたので、そこを改修して、電力量や飯田の取り組みの紹介などを行っている。

太陽光発電というのは、規模が 2 メガワット未満であれば必ず変電所や近くの電線を通じて回りの住宅に電気を配り、余剰電力は売電され、電気が余ればお隣の家に電気を供給したりすることが

できるので、太陽光発電が増えれば増えるほど地産地消の割合が高くなっていく。

飯田市では、エネルギーの地産地消をまちづくりにつなげていくための基本として、エネルギー政策を進めていく必要がある。おひさま進歩エネルギー(株)に屋根を貸すだけで、コミュニティ・ビジネスが誕生して、事業の仕組みができるので、一般財産をただ供給するだけが行政のやり方ではないのではないかということを気が付かせてくれたのが、これらの事業である。政策的な支援によってエネルギーの自立が図れることを認識してほしい。

手間のかかるバイオマス

(IS32) バイオマスは、苦戦をしている。バイオ資源は自分でエネルギー資源を取りに行かなければならず、コストがかかる。しかも小規模分散で、林業の担い手がいないので間伐をすればするほどお金がかかってしまう。飯田の面積の84%が森林で、森には恵まれているが、谷が急峻なので、材木を出すのに非常にお金がかかる。

(IS33) そうはいつでもバイオマスに取り組もうじゃないかということで、で年間1300トンのペレットをつくる南信バイオマス協同組合をつくって、今現在だいたい需要と供給のバランスが7、8年たつてようやく取れるようになった。

(IS34) 小学校のストーブを順次ペレットストーブに変えている。去年の4月1日現在で147台で、毎年10~20台を変えている。ペレットストーブは冬期しか使わないので、通年需要ということで掘り起こしをしている。

(IS35) 一番問題なのは、木材の流通。林業の専門家ではないので詳しく説明できないが、木材流通の現状は上の段。理想は下の段で、地元の山林を林業家や森林組合がきちっと手を組んで、原木資料に出して、飯田市で製材工場とプカレット工場をつくったので、自分たちの材をちゃんと製造して、地域の工務店に使ってもらって、最後施主が木の家を建てるという仕組みをつくらないと。いまいろんな他地域から原木資料が入り込んだり、輸入材が入ってきてぐちゃぐちゃな状況で、これを整備していこうということで、平成23年度から経済の循環による山林整備の促進ということで、理想形を目指して、南信州木使いネットワークという協議会を県の地方事務所が事務局になって立ちあげて、取り組みをしている。

(IS36) 材は、木材として使われて、その端材をペレットとして熱に使うのが理想的。その象徴として、りんご並木の中心にエコハウスをつくった。これは環境省の補助金をいただいて、21世紀型環境共生型住宅モデル整備による建設促進事業ということで取り組みを初めて、省エネの取り組みを、ここを拠点にして進めていく必要があるということで取り組んでいる。

(IS37) エコハウスは断熱材を入れているので、外気温と室内気温の差が、たとえば5月の15日は室内温度はあんまり上がっていないが、外気温はかなり上がっているが、冷房暖房使っていない。断熱材の影響で、夏場、熱を遮断し、冬は熱を外に出さない。断熱材は非常に簡単な技術なので、省エネの中で一番活用できる。エネルギーを使わないというのが一番いいことであり、エネルギーコストはこれからだんだん高くなるので、まずはエネルギーを使わないことが大切である。もちろん初期投資はかかるが、そういう意識を施主含めて建築に関わる人、都市計画でも持たないといけないのかなと思う。

エコハウスでは説明者が常駐しており、年間約1万人が来場している。外から来る人が多いので、これからは市内の人がどうやったらいいんですかという相談の数も増やしていかないと、本来のエコハウスにはならない。

水のエネルギー利用

なかなか都会では難しいが、田舎ではアドバンテージを持ったものである。

(IS41) 上村地区、合併当時は700人いたが、ストロー現象のように飯田市の郊外に家建てて、いまは500人、200世帯以下にまで減ってしまった。10年後に私たちの地域は本当にあるんでしょうかということで、地域の住民は非常に危機感をいっている。

そこへ、たまたま専門家が中心に入って小水力の可能性を検討した。市民から環境プランを改定するときに小水力もぜひ検討してほしいという要望があったので、環境省の補助金を21年度に10分の10委託をとって、全国小水力利用推進協議会の方と一緒に調べたら、過疎で悩まされている上村に小沢という小さな川だが一級河川が流れており、ここに150キロワットの発電所ができる可能性があるということを見出した。

小水力発電の仕組みは、水を取って貯めて、水圧鉄管で落として発電機を回すというもので、小水力は24時間365日天気に関係なく稼働するので、150キロワット位で年間約100万キロワットアワー、先ほどのメガソーラーと同じ出力を持つものになる。しかも、谷が急峻で水や森に恵まれているところが適しており、34円で買い取ってもらえるので、年間約3000万円、20年間で約6億6000万円、この地区に売電収益が落ちるという計算になる。これを外の資本にやってもらってもいいのですか。外のなんとか小水力株式会社が「良い土地があるのでやらせてください、そうすることによって売電収益はいただきます」ということになると、幾ばくかの土地の使用料が地元に入るだけで、自分たちの資源にもかかわらず、まさに水は地域の農業や生活を支えてきた社会基盤の中の資源なので、それを指を加えて外部資本に奪われるだけでいいのかという問題提起をしたら、それじゃ困る、リスクも大きいがやはり自分たちで事業主体を立ちあげてやっていきたいという合意形成を進めている。

条例の制定に至ったのは、小水力発電をやっていくうちに、地域の再生可能エネルギー資源、水や森は地元のみなさんが一番最初に使う権利があるのではないかとということで、憲法の幸福追求権とうまくかみあわせて、再生可能エネルギー資源を地域住民の共有の財産ととらえようと。この資源を活用する権利はまず地域住民にあるんだということを、条例で第3条、地域環境権を市長が付与する、保証する。保証して、じゃやってくださいじゃ縦割り条例で終わってしまうので、われわれはみなさんが事業主体を立ち上げる時に、いろいろな課題があったり、事業計画を立てるときに、最終的な目的は電源開発ではなくて、地域の活性化なので、まさに飯田市が取り組む政策課題である。従って、この政策課題を解決するのであれば、市も関与しましょうと。それにはやはり条例で地域環境権を保証しつつ、何もやり方がわからない住民に、どうやったら再生可能エネルギー事業ができるのかを支援する組織を附属機関として立ち上げる。

条例化で地域にお金を回す

5月に専門家を附属機関の委員として呼んで、飯田市再生可能エネルギー審査会というかたちで附属機関を設けて、その附属機関に発電所の案件が相談されてきて、そこでいろいろと支援をする。公共が絡むと、銀行はお金を貸しやすくなる。いま、地域の預貸率が50%程度。理想的な預貸率は70%で、地域で集めたお金は地域の中に70%は再投資されなければいけないのが、いま50%まで預貸率が落ちている。新しい融資先を金融機関は探している。平成22年から信金や長野県の地銀の八十二銀行も交えて、地域のエネルギー事業に国が買電収入を保証しているんだから融資できないですかということを投げかけて、ぜひ一緒に融資を検討していきましょうというところまで持ってきた。つまり、行政が関わることによって、信用力がその事業に与えられ、融資が引き受けやすくなる。また、投資家も、市の屋根を貸して事業をやるのであれば、安心して出資ができるという声に支えられる。

いまファンドビジネス、なんとかファンドというと、ハイリスク・ハイリターンで非常に危険な

ものが多いが、そればかりでなく、これからは低炭素社会を作っていきたい、自分のお金が見えるかたちでいかされるものに出資をしていきたいという時代になってきた。特に、東日本大震災以降、自分たちの幾ばくかのお金を復興支援につなげていきたいという機運が盛り上がっているのです。そういうかたちで出資を募ってなんとかプロジェクトファイナンス、すぐれたプロジェクトであれば、将来に渡って行われる買電収益を担保にして銀行からお金を借りましょう、投資家のみなさんから出資を募りましょう、それによって地域を豊かにして、配当を出しながら銀行にもお金を返して、未来永劫小水力発電の事業によって地域を豊かにしていきましょうよということを、条例によって支援するというので、小水力だけではなく、市は一般財政を投入するだけではなくて、むしろ投入できなくなるから、その分条例だとか支援組織だとか信用率の付与というものを行政が持っているお金以外の支援の政策の関与の仕方によって支援していきましょう。そのために、住民のみなさんが自分たちで事業を立ちあげて、自分たちのお金として稼いで、それを地域に福祉や若者支援などに再投資していくという仕組みを保証する条例につくりこんで、議会で議決された。

再生可能エネルギーでまちづくり

ここ（IS55）にいままで市が取り組んできた行政の領域があります。しかし、固定買取制度という、少なくとも市場メカニズムで再生可能エネルギーを増やしていきたいという法律を通して、しかも20年間という限定の機関で特別措置法を設けたわけなので、そこは市場メカニズムでやりましょう。ただし、再生可能エネルギーというのは、地域にある大事な資源なので、それを活用するのは地元住民のみなさんが重い腰を上げて、勇気を持って、事業主体を立ちあげて、それで事業をしてくださいよ。そういうところに市は協力をしましょうというかたちで、協働領域、民間のみなさん、地域のみなさんとの協働領域とエネルギー事業を位置づけて、こういう関係を持つと、地元の金融機関が融資をしてくれる、あるいは投資家も投資する。こういうお金を惹きつけることによって事業を成立していきましょう。それができるのが、少なくとも20年間とりっぱぐれのない電気料金に上乗せされて、黙っていても発電所は動いている。だまっけても34円、年間で約3000万円入ってくる。こんなにおいしい事業はない。いま、まさに再生可能エネルギーの最大のチャンス。金融機関を巻き込むことは大事。

（IS56）われわれも右往左往しながらこの2・3年でつくってきて、最後になるが、エネルギーの地産地消、エコノミーも大事です。経済的なインセンティブがないと住民は立ち上がらない。6億円稼ぐといった瞬間に地元のみなさんは眼の色が変わった。これによって最終的に理念だけではなくて環境と経済が循環していく低炭素社会を作っていくのが、これからのエネルギー政策だと思う。

質疑応答

どうやって市民に一步を踏み出してもらうか

大貫：横浜では中小企業振興基本条例をつくったが、これをどうやって再生可能エネルギー事業と結びつけるかということを提案したが、横浜は大きいということで、たとえば省エネのためにリフォームをインセンティブとして、地域で仕事おこしと結びつけるためにはどうするかということが一番の鍵だなと思った。また、市民のみなさんが自分たちもそうしなきゃいけないんだと一歩足を出すということをなかなかやらないが、そこをいかに出していくかというところの努力が非常に大事だと思う。

先ほど6億円を稼ぐという話があったが、市民のみなさんが自然発生的に言えば、なかなか一歩自分の足を踏み出して、なかなかいけなかったわけでしょ。どうやって市民を巻き込むっていう啓

発事業ってのはどんなことをやったのか。

小川：啓発事業は、特別のことをやったわけではないが、飯田というところは、昔、自由民権運動が盛んな所で、山に囲まれていた割には新しい血を入れていきたいという機運があり、大正デモクラシーの頃、電力会社が電気を均等に配置をしなくていい時代に、水力発電を使って電灯株式会社をつくって、町場に電気を通した。農村部に行くと真っ暗。私たちの農村部の生活にも動力もいるし電灯もほしいということで、電力会社が電気配ってくれなかったら、われわれで電力会社をつくらうということで組合をつくった。その第一号が飯田市で、それが全国の農村部に広がって、30キロとか50キロの管みつを使って発電をして、電灯と動力を配った。その時には村長以下有力者強制的に寄付金を集めて電力会社で電気をつくって、安定をした供給をすれば収入も安定して入ってくるということで、第二次世界大戦の前の国家の電力統制令が出るまでは、日本各地の農山村には200から300の電気利用組合というのができた。その第一号が飯田でできたということで、先人の飯田のみなさんは、自分たちでやるので、第一号の電気利用組合の村史を読んでいたら、岐阜の方から電灯に詳しい官史の方がきて、私たちがやってあげますから場所を提供してくださいよというようなことを言ったら、断って私たちが自分たちでやるからノウハウを教えてくださいということが村史に書いてあった。飯田電灯という会社だったが、ある地区ではその電気は絶対買うなと、私たちがこれから立ち上げる電気利用組合の電気を買おうじゃないかということで青少年団の方が徒党を組んで反対運動を起こした。

自分たちが何かをやるんだという血が、戦後の公民館活動に引き継がれていったんじゃないかと推測される。多分、そういう気持ちがあるので、いまの公民館活動などをやらなきゃいけない、待ってても県からお金がくるわけじゃないので、自分たちで何かやらにやならない、必要に迫られてやったのかもしれないが、楽しくなって、環境問題も、いざやってみると、大切なことだし面白いんじゃないかということじゃないかと思う。

びっくりしたのは、太陽光発電がまだ300万円するときに、銀行からお金まで借りて、飯田市はその利子補給で支援したが、それでも何百件という家が太陽光発電を設置した。信金が融資。経済・合理性だけで飯田の人たちは動く地域じゃないということを使ったという。

横浜の場合も、小さい単位で、小さい口数でもいいから、みんなで民主的なかたちで組合なり事業主体をつくって、一人の大株主の意見に左右されない、合意形成は一人ひとり取らなきゃいけないので難しいかもしれないけれども、たとえば520人の市民風車は一口そんなに大きな金額じゃないが、520人の一人ひとりが自分たちの風車だと思えば、必ずその事業は長続きする。大資本が同じ金額で建てると、必ず頓挫するということをおっしゃっていたので、やはり小さいコミュニティ単位で自治をやっていくということが大前提。飯田市も決して自治が全てというわけではなく、郊外の住宅街などでは新しい住宅ができるとなかなかコミュニティが温度差あるという問題がある。小さい単位でやる気のある人達で。成功事例を見せると、じゃ俺達もやるかというかたちになる。

小水力発電はまさに過疎に悩む上村地域の切り札としてみせられ、人がついてくるのではないかと思う。先行事例をつくることが大事。

小水力発電はソフトの部分に補助金を

岩崎：小水力発電はもう稼働しているのか。

小川：これから稼働させようと、いま地域の合意形成をしている。小水力発電は、重量を測って本当に水が取れるか、どれくらいの工事がかかるかなど、開発計画が長い。いま、その段階で住民の事業主体を立ち上げるための合意形成を進めている。国の補助金を入れたりしている。

国は水力発電所をつくるために2分の1の補助金を出すとっているが、たぶんそうではなくて、

住民が合意形成をして自分たちで事業を立ち上げるんだというようなソフトの部分にお金を投資していった方がいいのではないかと思います。ヨーロッパでは、人材の育成や合意形成などの人的資本にお金を補助している。物質的なものではなく人的なものにお金を補助する時代の潮流になっている。

上村の小水力発電は合意形成の段階だが、合意形成さえあれば、あとは国のいろいろな手続に従って粛々と進めるだけ。国もいまはだいぶ小水力発電に理解を示している。川の水は河川法によって私権の目的になることはできないといわれているが、まさに地域のために使える共有財産と捉えることができるので、川は国土保全のためにも必要な規制が入っているが、その法律の範囲内で私たちはやらせていただくための合意形成に時間をかけている。

ここは、あまり水利権はない。お米を作れる場所じゃないので田んぼがない。導水管を通すところの私有地の地権者に理解してもらうとか、災害が多いところなので土砂崩れ対策などの問題はあ。これから一年間かけて流水量を測らなければならないなどの手間暇はかかる。

飯田では風力発電は不向き

大貫：風力はやらないのか。

小川：風力は、残念ながら飯田地方は平均風速2メートルと弱いので、できない。シンボリックにりんご並木に風車がある。将来的には小さいものを発展していくことくらいだと思う。

そもそもなぜ条例をつくったのか

足立：再生可能エネルギーの条例（飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例）について、なぜあのような条例をつくったかなど、そもそも論は何か。

小川：そもそも論は、一番のきっかけになったのは FiT（固定価格買取制度）。再生可能エネルギーの固定買取制度が入ってきた時に、行政が何もしないとどんどん大手資本が入ってきて、地域資源が荒らされてしまうと。かと言って、参入障壁は独禁法に触れるので作れない。外部資本であれ地域の資本であれ、地域の資源を使うのであれば地域の公益性のために、持続可能な地域づくりに貢献するかたちで事業を進めていってほしいという願いを込めた。もうひとつは、そういう状況をつくることによって、投資家や金融機関からお金がきちっと回るような仕組みが起こるようなかたちにしたかった。

それから、企業は、CSRからCSVと言われている。CSVとは、**クリエイティング・シェアード・バリュー（Corporate Shared Value＝共有価値の創出）**といって、マイケル・ポーターさんというアメリカハーバード大学教授の経営学の大家が言っている言葉だが、企業は損をしない範囲で社会貢献をしながら企業価値を高めていきなさい、つまりどれだけ企業として社会においてどれくらいの価値があるかということを示して行って、単純にお金の儲かる企業に、財務部門だけに注目を浴びるだけではなくて、地域貢献や持続可能な取り組み、ちゃんと企業が内部統治をしているかどうかということにも、投資家の目を向けましょうよという動きが国際的な動きになってくるだろうと。

キリンがCSR推進本部という部署をつくった。この前、日経ビジネスに出ていたが、遠野のトレトレホップという遠野のホップを使ってビールを5、6年出しているが、遠野のみなさんに新しい農業、産業として、ホップが気候的に育ちやすい場所だと、それを単純にホップの原料をただ育てるだけじゃなくて、その農業技術指導をしたり、遠野で採れたホップでちゃんと価値のあるビールをそれなりの価格で売っていますよということによって、企業の価値を高めていきたいということで、単純にただビールをつくるだけではなくて、ビールをつくるというところに地域貢献あるいは地域の人材育成というところにお金を投資して、とれたてホップだけの収益をみると赤字かもしれないが、全体的なキリンホールディングズでみれば、企業の社会的価値がたぶん高まっていくだろ

うということで、CSV推進本部に格上げした。

そういうところにわれわれも期待している。貢献できる地域の領域を、地域内外問わずに開放していきたい。それはやはりおひさま進歩エネルギー(株)が、私たちNPOではない、ちゃんと営利も設けるが、莫大な資産を設けるわけではなくて、地域の低炭素化のために損をしないかたちで事業を持っていきたいという社長の思いがあって、やっている企業の活動だということを社長が言っていたので、どうもそこにヒントがあるんじゃないかということで、そういう成功事例があるといろんなかたちで学べるということで、この2点が原点にあって、銀行の人を交えたり、弁護士を入れたり、日本政策統治銀行の方にも入っていただいたし、再生可能エネルギーのみなさんにも入っていただいたし、10数人のスタッフを揃えてこの条例をつくった。

Ⅱ おひさま進歩エネルギー 3月28日

○おひさま進歩エネルギー株式会社 蓬田 裕一氏(写真3)

(OS 数字) は「市民の意思あるお金で取り組む自然エネルギーの普及促進」パワーポイントのスライド番号

「おひさま進歩エネルギー株式会社」とは

社長の原は地元飯田の出身だが、東京で信販会社に勤めていて、10数年前に飯田に帰ってきて、名古屋大学で環境の研究をしているお兄さんの影響で、省エネのコンサル事業を起し、そこから公民館活動で環境の学習会を地域でやったなどの流れで、南信州にふさわしい環境のNPOをつくって、それが会社になったという経緯。

会社では、省エネと創エネの両方やっている。太陽光のイメージが強いが、省エネルギーとしてヒートポンプとか、まず電気の使用量を減らして温暖化を防止しようとする事業と、太陽光発電で創エネルギー事業の両方の事業をやっている。

おひさまファンドは、ふたつの事業をやるのにお金が莫大にかかるが、そこをどう集めるかということで、全国から温暖化対策に役立てたいというお金を集めて、その出資金で基金を運用していくというものである。

まず、理念的なことだが、ムダなことは減らそうということで省エネ。せっかくあるもの、タダでたくさんあるものを使わないのはもったいないということで、ふたつの“もったいない”の気持ちから南信州にふさわしいことをということでNPOが2004年に立ち上がった。エネルギーの地産地消をやっているということで飯田の住民の方がつくった。

写真 3



まずバイオ・ディーゼル・フリューエル、次に太陽光

(OS3) すぐに太陽光発電をやったのではなくて、BDF、バイオ・ディーゼル・フリューエル(Bio Diesel Fuel)。天ぷら油を集めてそれを精製すると、ディーゼルエンジンが動かせる。油の回収・精製ということで実証実験で車を走らせることをやった。これを飯田市全域に広げようとしたが、産業廃棄物の収集運搬の許可が必要だとか、精製の過程で産廃が出てくるため、これらの課題を乗り越えてまで事業化は難しいということで、この地行は実証実験だけで終わらせた。2006年。

(OS4) 次に、太陽光。左上の写真は太陽熱温水器だが、冬の夕方に温かいお湯がほしいということで高いところに設置しているが、70年代位から農協が熱心に普及化に取り組み、30%近く普及している。屋根の上にこういうものを乗せることになじみがあるようだ。今度は発電もやっていこうじゃないかということ。

(OS6) 日射量に関しては、気象庁のデータをみると、色の薄いところが日射量の多い所になる。一昨年NHKでやっていた「おひさま」というドラマの舞台は、一番真ん中の黄色い所、安曇野、松本。そこから南信州にかけて色が薄く、日射量が多い。これは、曇や雪が多いという問題と、高度が高い所の方が空気の乱反射が少ないので、日射量が多くなる。太陽には恵まれた場所。

(OS7) その環境を生かして、まず取り組んだのが寄付を地域の方から集めてその寄付金によって太陽光パネルをつけようじゃないかということで、2004年に明星保育園、社長と同じ地区で知り合いだったというつながりもあって、太陽光パネルをつけさせてもらった。サイズは3キロワットで、家庭につけるような小さいもの。これが「さんぼちゃん」の1号。

エコ教育に貢献する「さんぼちゃん」

(OS8) 発電量としては、ひとつつけたから電気は足りるということではないが、それを教育にいかしていこうという視点で設置した。発電量がわかるように、NPOのキャラクターの「さんぼちゃん」に、発電しているときはたくさん電気がつくようにしている。実は発電量が数字で出るが、それを「さんぼちゃん」の絵の数でわかるように、手動で電気をつけていて、先日行ったら思いつきり天気がいいのに一個もついていなくて、そういう時は子どもがおかしいよと指摘してくれる。

こんなことをやったおかげで、けっこう保育園自体が環境教育をやってみようと先生が意識をして、節水とか節電とかごみの分別とかそういうことをたくさん教えてくれていて、環境についてのエコ通信のようなものを保護者に配るようにしており、そこに載っていた声では、お父さんが長風呂していたら電気を消されちゃったとか、水を出しっぱなしにしていたら、園長先生が小指くらいにしろって言ってたよと言われたとか、子どもの環境教育をさらに家庭に広げてくれる。太陽光発電をきっかけにいろいろ取り組んでくれている。

「おひさま進歩エネルギー会社」設立

(OS11) その後、いよいよ会社を作って、ファン드를募集してという段階にくる。その成り立ちは、そもそもは飯田市役所が環境省の環境と経済の好循環のモデル事業の補助金を採択。それは、温暖化対策をするということと地域経済の活性化を実現してくださいという補助金になっている。それを地域の民間の団体とパートナーシップを組んで飯田市とやっていくという提案だった。モデル都市の採択を受けたものの、それを担ってくれる会社がなかなかなかったそうだ。具体的にいうと、市民出資を集めて太陽光発電などの自然エネルギーをやっていくという事業。出資を集めるということをやったことのある会社がなく、なかなかパートナーが見つからなかったらしい。そこで、ちょうどNPOが寄付でパネルをつけたという時だったので、声がかかった。事業としてはやりたいことだったので、会社を作って、リスクはあるかもしれないけどやってみようということで、「おひさま進歩エネルギー」という会社ができた。

とはいっても、自分たちだけではできないので、パートナーとして、飯田哲也さんが代表をしている東京の I S E P 環境エネルギー政策研究所という N P O が、ヨーロッパで市民が出資して風車をたてるという事業を研究し、そのノウハウを持ち帰って北海道で市民風車をたてる事業をサポートした経験があり、その知見を借りて、スタッフにも来ていただいて、事業の立ちあげをサポートしていただいた。

なぜわざわざ会社をつくったかという、市民ファンドの出資をやっていくと出資金を出資者に返す際に少し配当をつけるが、そうすると利益の再分配ということになって N P O だと利益を上げてはいけないということがハードルになり、会社をつくるしかないということになった。

そもそも飯田市が採択された事業を遂行するためにということにつながっている、当初から飯田市と連携しながら事業を立ちあげていった。

「おひさまファンド」誕生

(OS12) ファンドの中身は、市民風車の仕組みをもとにして、太陽光発電をつけていくということと省エネ機器を普及していくという 2 つのことに對して市民出資のお金を使うということになる。出資の仕方は A 号 B 号 2 つあり、一口 10 万円もしくは 50 万円で、配当はそれぞれ 2 % と 3 % で、出資額が大きいほうが配当も大きい。このお金を元手に事業を行う。

(OS13) 太陽光発電は、市民出資で集めたお金と環境省からの補助金、当時はハード機器の 3 分の 2 の補助金という非常に大きいものであった、と組み合わせて太陽光パネルを設置。飯田市の所有している保育園、公民館、児童センターなどの公共施設の屋根を借りて、おひさま進歩の所有物のパネルを設置、そこでできる電気をすべてその施設に買っていただく。電気代の収入でファンドの出資金を返していくという仕組み。施設で使い切れない電気は中部電力に売って、その収入が入ってくる。

事業を始めてから 10 キロ以下の小さいものに対する余剰電力の買取制度が始まり、それにあてはまったので、電力が余れば 1 キロワットあたり 48 円と高く売れた。施設に買っていただくのは 22 円から 23 円、中部電力から普通に買うのと同じ単価で買ってもらっており、だいたい倍近い値段で売れるようになり、その分会社に利益が入ってくる。その利益は飯田市とおひさま進歩で半分かずつ分けている。

飯田市からすると、初期投資をかけずに、使う電気の中身は環境にやさしい太陽光からの電気を使うことができるようになったということで、非常にメリットがある。行政が温暖化対策をやるという立場からするとお金をかけずにできるというメリット。

(OS14) 実際に取り付けられた様子。保育園や児童クラブという人がたくさん集まって、かつ 20 年は持ちそうなしっかりした建物。

(OS16) この事業は飯田市としては前例のない事業で、20 年間という長期で屋根を貸すという計画。行政財産の目的外使用許可として 20 年間。通常、行政は単年度でやって、毎年見直しで更新していくことが多いが、それはファンドの運営上非常に危なくて、20 年かけてパネル代を回収しようと思っていたのが 5 年たったらやめてくれといわれると困るわけで、最初に 20 年間という確約がとれたことはファンドの安定化をもたらしている。

それから、22 円の買取契約ということで、電力会社と同等の契約。

もちろん 20 年間の間に、建て替えしなければいけないとか屋根を吹き替えなければいけないということができた場合は、一度外してもまたパネルをのせるという契約。

2004 年 2005 年の当時は、飯田市長は「屋根貸しはうちから始まった」と自負して自慢している。順調に、予定の発電量を超えて発電している。

省エネ機械設置で省エネ事業

(OS17) もうひとつの省エネルギー事業は、おひさま進歩で省エネ機械を設置して、たとえば照明を切り替えたりエスコ（ESCO）事業をすると電気代が下がる。下がった電気代の中から、機械の利用サービス料金を10年とか15年間いただく。お客さんからすると、初期費用をかけずに節約節電の機械を入れられて、実際に電気代も安くなって、その中から無理なくお金を返していけるとことで、初期費用ゼロのということでは、太陽光発電と同じようなシステム。

おひさまファンドの出資者は全国から

(OS18) どういう方々が出資をしているかということ、2005年3月に募集をして、A号B号合わせると1600口位、約2億円集まった。色が濃い所が出資者の多い所。長野県はもちろん地元の飯田を中心にあくさんの出資をいただいているが、その他は愛知や東京、埼玉、千葉などの首都圏、北海道が多いのは市民風車をやっていた方々の応援。第一回目は市民ファンドだけでやったが、その後は地元の飯田信用金庫からも出資をいただいている。

(OS19) 出資者の気持ちは、温暖化問題に対して自分でやりたいことがあって、お金を出すことで参加できるのだったらぜひ貢献したいというもの。

利回りは2～3%ということで、本当の投資ファンドであれば8%とか10%となるがハイリスク・ハイリターン。預金は今利率が0.10数%ということで、ほとんど帰ってこない。その中間的なところで、ミドルリスク・ミドルリターンということになる。お金儲けのためではなくて、ちょっと志があって何かしたいという方が出資している。

(OS20) 出資金の運用状況は、配当を毎年1回返しているが、計画通り分配をしている。その後、第1号のファンドが無事にできたということで、第2号、第3号というふうに新しいファンドを重ねている。また、公民館単位にある地域の自治組織・まちづくり委員会、八十二銀行、飯田信金などからも出資をもらっており、少しずつ地域を巻き込めるようになってきている。

森林資源をグリーン熱として利用

(OS23) 太陽光だけではなくて、グリーン熱にも取り組んでおり、森林資材からつくったペレットを使うボイラーや温泉施設に大型の太陽熱温水機を設置したりしている。これも省エネ機械のサービスと同じく、10年15年かけて利用料金を回収する。施設側としては初期投資がかからない。

個人住宅屋根に太陽光発電の「おひさまゼロ円システム」

(OS24) 第4号のファンドからやっているのが、「おひさまゼロ円システム」という個人住宅向けの太陽光発電。これはけっこう注目をあびていて、去年赤旗の取材を受けたりしている。いままです公共施設などの大きい事業所に太陽光発電を設置してやってきたが、国が2009年に家庭向けの余剰買取制度をつくるということにあわせて始まった。

(OS25) 一番上のA層は、初期費用にかかわらず勝手につけてくれる、熱心で、お金を持っている人たち。下に行くにつれて、気持ちはあるけどお金がないという人が増えてくる。E層が、やりたいんだけど貯金を崩したり、住宅ローンに加えてさらにローンを組むのはなかなか難しいという人。

(OS26) この層に対して、初期投資をかけないということで「ゼロ円」と言っているが、個人の屋根を無料で借りて、太陽光パネルを会社の所有物として設置。そこからできる太陽光の電気はすべてその家庭に買ってもらう。それは9年間定額で、パネルのサイズや設置年によって違うが、毎月約2万円。太陽光で発電した電気を自家消費し、余った分は、余剰買取制度によって電力会社に販売することができる。最初の人1キロワットあたり48円。売電収入はお客さんのもの。夜間など太陽光が届かない時間は電力会社から買う。お客さんからみると、電気に関するお金の流れが3つの

矢印の方向ができる。こういった状態で9年間屋根を借りて電気を買ってもらい、10年目には無料で譲渡する。

お客は、太陽光の電気を定額で買うので、節電すればするほど売電が増えてくるということ、省エネを促すことになる。省エネすればするほど売電が増えるということ。

(OS27) この仕組みを進めるにあたっては、いろいろな方の協力をいただいている。たとえば飯田市からは、「ゼロ円システム」をつくるときに相談し、市報で事業の募集をかけていただいたり、補助金を屋根貸し事業にも適用するというので、個人でつける場合と同額の補助金交付。当初は、飯田市と共同開発ということで一緒にやるということだったが、4年が経過しておひさま進歩だけと組むのかという声が出てきており、初期投資ゼロ円で家庭向けに太陽光パネルを普及する事業者をプロポーザルで市役所が募集し、それに対して弊社が応募して採択されてやっている。実際には他の方からの提案もあったようだが、中身が荒いものではねられたらしいが、今後は他事業者の参入もあるかもしれないと市役所からいわれている。

ファンドで創エネ・省エネ

(OS34) 去年、「おひさまファンドⅡ」を実施し、それをあわせると約1億円の予算で、8億5000万円ほどのファンドを借りて運用している。

それから、資料「地域MEGAおひさまファンドのご案内」が今年度募集したファンド。ちょうど募集が終了したところだが、今回は大型のファンドで4億円の募集だったが、実績としては3億4000万円位になりそうで、6000万円位足りないが、不足分は金融機関から融資をもともと1億円位予定していたので、その額を増やして調整しようと考えている。

関連会社である「おひさまエネルギーファンド」というファンドの募集会社をつくり、他地域のファンドの代行もやっており、富山の小水力発電の募集を代行したりもしている。

このように出資を集めて太陽光発電や省エネをやっている会社だが、環境に役立てたいという方のお金を預かり、それを実際にみていただくということで、出資者ツアーを毎年開催 (OS37)。自分の出したお金がどういうふうに使われているかという成果を確かめていただくようなこともやっている。

目指すはエネルギーの地産地消で社会を変える

NPOからできた会社なので、NPOと営利企業の間位置し、温暖化対策という公共的に意味のある社会の課題解決の仕事をすると同時に、キャラクターのさんぼちゃんを使って、節電も大事だねという環境教育として、ちょっとした講座を紙芝居を使ってやったりもしている。また、環境教育を通じて、太陽光パネルを設置する保育所もあり、経済的にもかえってくることもある。そのような、一見儲けとは関係ないようなことも儲けにつながることもある。

(OS41) 目指すところは、エネルギーの地産地消、コミュニティを自分たちの手でつくる、お金の流れを変えて社会を変える、望む未来を選びとる、エネルギーを自分たちの手に取り戻してそういったような地域をつくっていくということ。

現在の事業では、ファンドを募集してどんな事業をするかという、ひとつはゼロ円システムー個人住宅向けの屋根を借りた事業、それからメガさんぼおひさま発電所プロジェクトーこれが新しい事業で、固定買取制度、全量買い取りをあわせてやっているもので、工場や公共施設などの大きな屋根を借りて、1か所あたり30キロ、50キロの大きな太陽光パネルをつけて（一般パネルは3キロ、4キロ）、屋根借り料を支払って売電収入を得る事業。現在、施工が始まったところで、全部で15件、6月頃にはほぼ完成予定。

弊社の取り組みが広がってきた。他事業者への投資運用が3つ書いてある。これは、おひさま進歩の内容を見て、同じようなことをうちの地域でもやりたいんだということで、視察にきたり研修にきたりした方がそれぞれ各地で起こされた事業。とはいってもお金がなかなか、市民ファンドの募集まで一気に出来ないんで、力を貸してくれということで、おひさまファンドで資金を集めて、事業の運営は各地の事業者が行う。理念が共通して、顔が見える方であれば協力しましょうということやっている。弊社が各地にチェーン展開していくということはありません、あくまでも飯田のローカル企業として考えているが、同じ志で各地域でそれぞれやっていく分にはそのノウハウは提供しましょうということで、資金面の融通もするというところでやっている。

質疑応答

ファンド事業で 250 か所に太陽光パネル設置

青木：飯田市の公共施設の屋根として、どのくらいの数を使っているのか。

蓬田：一番最初のファンド事業で2005年に設置したときは37か所プラスその前にやっていた1か所の38か所。それが、いまは増えて、他市町村の方もやりたいということで、かつ、民間の事務所や事業所でもやりたいというものも入ってきて、160か所。個人宅は入っていない。

青木：おひさまゼロ円システムは何件くらいか。

蓬田：90件。さきほどの160か所と合わせて、250か所。

大貫：おひさまゼロ円システム、9年間で会社としては投資額を回収できるのか。

蓬田：2万円×12か月×9で、200万円ちょっとになるので、回収できる。

(OS26)電気料金支払いという左への矢印がだいたい2万円で、右側の売電収入は、おそらく1万円とか1万5000円とか、月によって変わるが。あと、中部電力への支払いは家庭の使い方によって変わるが、差し引きするとゼロ円システム導入する前と導入後と比較してどれくらい電気代が上がるかという、プラス6000円位。月々の支払が6000円位増える状態になって、それが9年間続いて、10年目には譲渡。

青木：プラス6000円ということは、自分でつけるよりはうんと安いということですね。

蓬田：自分でつけたら最初200万円くらいかかるから、そうだ。

岩崎：耐用年数は？

蓬田：30年位もつんじゃないかと言われている。大手の京セラの話では、30年前につくったものでも全然問題ないと聞いている。

大貫：今後、機械やシステムの改善によって太陽光パネルの価格が下がるという話があるが、どこらへんまで下がると思うか。

蓬田：機械の費用は200万円をきってきているが、それらのデータにもとづいて国は固定買取価格を下げているので、いつつけても一緒ともいえる。普及がどんどん進めば買取制度はなくなるかもしれない。

自然エネルギーの仕組みをつくって普及させる会社

岩崎：ファンドを次々と組んでいるが、それは設置箇所が増えたり、事業展開が進んでいかないと、組んでもだめですね。個人でいえば新たに屋根にのつけようという人が増えなきゃいけないし、会社などの一定の大きさの施設にのつけるわけだから、そういうところが手を上げてくれないといけない。対象者を拡大するのは、さっき言った程度の啓発活動だけではなかなかいかないのではないかな。どういうふうに工夫しているのか。また、今後の見通し、まだまだ拡大の余地はあると考えているか。

蓬田：拡大の余地はまだあると思う。いま国が買取制度をつくり、みなさんの関心が高まっているし、機械の値段も下がってきているため。

どのように設置先を見つけているかというと、いままで160か所設置しているので、そこからさらにどうでしょうかという話になっている。こういう事業やりますよっていうのをいち早くだすことでプレスリリースされると、それを見て問い合わせがある。小さい会社なので、広告や営業費などは取れない。つながりの中でやっている。状況としては、自然エネルギーを増やそうという情勢になっているので、大丈夫だと考えている。

大貫：飯田市は家庭用の太陽光発電普及率を40%位に広げていくとしているが、ゼロ円システムを含めて、どのように考えているか。

蓬田：実はゼロ円システムのニーズは下がっている。というのは、当初は初期投資をなくして、分割していくようなシステムしかなかったが、去年位から、楽天ソーラーとかのネット企業が安く仕入れて全国の施工屋さんと提携をして、価格を下げるという商売が始まったので、太陽光パネルはどんどん価格が下がる。ゼロ円システムは、いいことをやりたいんだけど初期費用がネックで出来ないという方を対象としているので、代替するサービスがでてきたり価格自体が下がってくれば、いらなくなる。実際、施工は今年は15件で、従来よりも少なくなってきた。価格が下がってきたことで、契約をやめて自前で取り付け人もおり、ニーズは下がってきているが、太陽光パネルの普及が目的なので、それは別に悪いことではないと思っている。

弊社としては、小水力などの別の自然エネルギー、何かネックがあって進まないところに事業を展開していきたい。機械を販売する会社だと、そういう考え方はできないと思うが、弊社は自然エネルギーを生かす仕組みをつくって普及させるという会社である。

大貫：太陽熱については、30%位の方がすでに設置しているということだが、需要はどうか。おひさま進歩として事業展開は考えていないのか。

蓬田：あまりわからない。温泉街では、灯油で追い焚きをしているが、温泉の加温に利用できないかというような相談をしている。

大貫：まさに、新しい公共。新しい公共を展開している団体は他にあるのか。

蓬田：マイクロ小水力の発電機を飯田市の企業が何社か連合してつくり、それを地域でつけるというような事業がある。

Ⅲ 交差点の整備—ラウンドアバウト 3月28日

○飯田市建設部地域計画課 課長 松田 昌二氏

(RS 数字) は「ラウンドアバウトに関する取り組み」パワーポイントのスライド番号

桜並木改修計画からラウンドアバウトへ

私どもも、つい数年前まではラウンドアバウトという名前も知らず、ロータリーという呼び方をしていた。昭和22年に中心市街地の約7割を大火で消失し、その後の区画整理の際に防火帯としてリング並木に続いてつくった桜並木に付随して、防火帯として整備された幅の広い道路が市内に3本作られた。当時、進駐軍GHQが駐屯しており、その指導によって吾妻町に通称ロータリーがつくられた。

桜並木は戦後すぐに植えられたもので非常に老朽化したり枝が伸びて道路にはみ出してきており、最近では大型車両が通るので、地域から桜並木の改修の要望が出てきた。ただ、改修を行うについては、東町のロータリー、県道と市道が交差しているが、県や警察との協議で課題になっており、どのようなかたちで改修するかと頭を悩ましていた。国際交通安全学会、プロジェクトリーダーは名古屋大学大学院の中村先生から、実動でのデータを作りたい、社会実験を行いたいという申し入れがあり、桜並木の改修計画のたたき台になるのかなということで、一緒に社会実験を行った。

実験によって、様々なデータを先生が取った。それらのデータを基に次の展開を考えていたところ、3月24日に今度は東和町で新たにラウンドアバウトの整備を行った。平成21年から検討していたが、5本の道路が交わっている交差点、一度は十字交差での整備を考え、地元住民とも協議するなかで、地元はすぐ近くに吾妻町のラウンドアバウトのようなかたちで整備をできないかといわれたが、当時の道路交通法と現在の道路交通法ではなかなかそういうわけにはいかず、関係機関の理解が得られないということで、苦渋の決断をして十字交差で整備計画を進めたが、平成22年に吾妻町の実験のデータが得られたこと、凶らずも東日本大震災で警察が動員されて東北で信号機が停止したり都内での計画停電などで、信号に対する信頼度や見方が変わってきた。全国で20万機信号機があるが、長寿命化、メンテナンス費用が追いついていかないということもあって、関係機関の見方が変わってきた。十字交差の計画を再度ラウンドアバウト型でどうかということで地域のみなさんにお話をしたところ、ぜひそういうかたちでもう一回関係機関と調整してみてほしいということから、急遽調整をして、関係機関の理解、吾妻町のデータも得られたので、次の展開として東和町にラウンドアバウトが完成した。

東和町の交差点は、既存の信号機を撤去して、ラウンドアバウトを整備したため、いろいろな報道関係をはじめ、雑誌等々に注目され、全国で初めて信号機を撤去してラウンドアバウト型交差点を整備したということで注目を集めている。

○飯田市建設部地域計画課鋤柄係長（写真4）

ラウンドアバウトとロータリーの違い

円形の交差点といわれるものは一般的に「ロータリー」といわれており、駅前のロータリーなどは、ロータリーの中で停止をする部分があるが、ラウンドアバウトでは環道道の中に優先権があるので、環道に流入する方が優先でないというかたち。

真ん中を回っている人が優先権があるので、高速道路に例えれば、真ん中が高速道路の本線で、インターチェンジから本線に流入していくというイメージ。あるいはT字の交差点に入っていくというようなイメージ。ラウンドアバウトは環道の優先が確保されているものをいう。パリの凱旋門は、真ん中で停止がかかるので、ラウンドアバウトではない。

（RS2）真ん中にあるのは中央島、手前に整備するのが分離島あるいは交通島、中央島の周辺にエプロンといわれる部分。基本的には青い矢印に沿って黒いところを通るが、そこだけでは全ての車の軌跡が確保できないため、大型車や大型バスはエプロンの部分を踏んで通ることになる。それだったら

写真 4



エプロンをなくして全部同じにすればいいじゃないかという考え方もあるが、そうすると直線的に走れてしまうように見えてしまうので、少しそこにデバイスとしてエプロンで走りにくい感触をつくっていくという考え方である。

ラウンドアバウトの特性その１—安全性

(RS3) ラウンドアバウトの特性はいろいろなものがあるが、安全性としては、一旦停止をして環道に入る、カーブを切ってS字のようにハンドルを切って出入りをするので、速度が上がりすぎると自分自身が安全に運転できなくなり、一般的に速度が落ちてくる。どれくらい落ちるかという、吾妻町の実験からは、交差点内を通過する車の速度が最大40キロが25キロ前後に減少。安定したある一定程度の速度でコントロールができるということが得られた。(資料4—96) 社会実験の結果からそういうことが実証されたことから、少し変わってきた。また、一旦停止をして流入するので、速度が著しく出るわけではないので、吾妻町の交差点の場合は60年くらい前からそのように使われているが、死亡事故や骨折をするような重大事故が起きたことはない。

ラウンドアバウトの特性その２—円滑性

円滑性としては、信号による停止がないので、信号だと車がいてもいなくても信号の現時によって止まらなければならないが、自分の判断で流入するので車がいないければ入っていけばいいというかたち。多枝の交差点の制御も可能で、信号をつける交差点の場合も含めて、交差点の構造は道路構造令の中では「5以上交会させてはならない」となっており、5つ以上交わるような交差点を作ることは好ましくないというふうに構造令の本に書かれている。多分どちらの市町村でもそうだが、一括法の関係で構造令の条例化をというふうに議会にかかっていると思うが、その部分の中にも書いてあるが、5枝以上を交会させてはならないので、一般的に他市の交差点では新しくつくる交差点ではできない。交差点改良もこういうかたちではできないということが一般的にはあるが、ラウンドアバウトのかたちであればできる。無駄な待ち時間がない。

飯田インターチェンジを出たところに5枝の交差点があるが、5枝の交差点をつくるためには信号のサイクルを3回変えなければならない。十字だと2回。5枝の交差点では4回目にならないと自分の順番がこない。一回に何秒とるかということによるが、5枝の交差点では十字交差点に比べて1回分多いので、待ち時間が長くなる。ラウンドアバウトでは、待ち時間が必要ない。無駄な待ち時間がないということで、環境的にも問題がないということになる。

ラウンドアバウトの特性その３—環境性

資料「交差点の制御方針」(資料3—4)、昨年(2017)の2月29日に市長が、東和町に新しくラウンドアバウト作りますという記者会見の時の資料。10頁「信号交差点とRBT8 ラウンドアバウト」のCO₂排出量の比較。吾妻町信号を5枝で想定し、東和町と吾妻町の交差点で信号がある場合とラウンドアバウトの場合を比較。走行分からすると、走る距離が長くなるのでラウンドアバウトの方がガソリンを使うが、待ち時間が少ないため、待ち時間に排出するCO₂はほとんどない。加速分は、一旦停止してから再び加速するので、青信号ならばそのまま進めるので再加速はしない、その分多くなる。海外のラウンドアバウトの場合だと、「ゆずれ」という意味の「イールド Yield (米国)」という道路標識があるが、日本にはない。「ゆずれ」なので、前方にいれば自分がゆずっておいて入りなさいという徐行とも違う方法が海外では取られているようだが、海外では一時停止をして入る必要はないと決められているところもあるらしい。日本では、信号から切り替えたりというかたちになると、横断歩道の手前に一時停止が書いてあるので、それが飯田市としては事故が少ないことになっているのかなと思う。最終的に法改正によってどうなるかというところはある。

ラウンドアバウトの特性その4—経済性

再加速ということではラウンドアバウトの方が若干条件的には不利だという部分も加味されるが、待ち時間がないというところで大きく相殺されており、それぞれ比較すれば、信号交差点より 13%、28%CO₂排出量が削減できるという数字がでている。当然、無停電でも対応できるということは、信号を制御する電力が不要なので、信号電力の消費の不要ということにもなる。信号は、最近は省エネ仕様になっているところもあるだろうが、24 時間ずっとつきっぱなし。

当然、信号機の維持管理費として、球切れによる交換も必要ないため、リフトアップするコストも不要だし、信号機設置費用として 1,500~2,000 万円のイニシャルコストも不要になる。

ラウンドアバウトの特性その5—自立性

災害時や停電時でも自立性を。信号に頼らないということなので、災害にも強い。東北の津波被害地でも活用できるのではないかとということで、宮古市などの東北からも問い合わせがあり、新潟県や大阪府、岡山県などの県議会で取り上げられている。

何台まで入れるのか

交差点の状況によって交通容量が決定されとかいてあるが、一般的には 1 万台~1 万 5000 台位の車が入っても問題ないと言われているので、全然支障はない。資料 3-4 の 9 頁「容量の確認結果」、1 時間あたり 1000 台弱くらいは流入しても負荷はかからないというふうには言われているが、実際はピーク時の 1 時間あたり 985 台入っても大丈夫でしょうと言われているところに実際今回の交通量は 36%位からというふうに思われているところもある。交通容量については、交差点の状況に応じて書いてあるのは、あまりたくさん右折をする車が多いと、右折をする車はたくさん距離を走るの、環道の中の滞在時間が長いため、そこに流入する車が入りにくくなる。

環道にはどうやって入ってどうやって出るかというのは、大縄跳びに入ったり出たりするのと要領は同じ。慣れればできる。飯田は慣れているが、すぐに慣れる。T 字交差点で自分が入るのと変わらない。車の動き方によって負荷が掛かり過ぎるとラウンドアバウトに向かないといわれている。

海外では 2 車線で流入・流出するというラウンドアバウトもあるようだが、その場合、中に入った車はどこで出るかということになり、ずっと回っていてもいつかは出られるので問題ないが、そんなにびっくりするほど難しくない。ただ、ずーっと動きっぱなしなので、自分がどこへ出ようということを認識してスタートしないと出れない。

東和町のラウンドアバウト整備

吾妻町のラウンドアバウトと東和町の交差点の距離が近いので、東和町ではできないの？と問われて始まったのが平成 21 年の検討。国際交通安全学会に最初にお願いしにいったわけではない。名古屋大学の中村英樹先生を飯田市は昔から知っており、中村先生がもともとテーマとして吾妻町のロータリーで観測していた経過もあったので、中村先生に相談にいったところ、21 年から学会のプロジェクトが始まるということで、検討は一緒にできるということになった。メンバーの中には大学の先生も多いし、コンサルタントの方も入っていて、いろいろな検討をやりながら実際に図面に描いてみて研究が始まった。21 年には東和町のラウンドアバウトの検討をしている。

構造令にのっていないのでだめですと言われたわけではないので、安全を立証してください、構造令では安全性を十分考慮した上でカーブは何%、勾配は何%と決められており、そういうものに書かれていないので、安全性が分かりませんといわれたということ。ラウンドアバウトでは、走行速度はもともと 40 キロ出てしまうものが 25 キロくらいで平均化するというので、交差点の中の速度が落ちていけばいるほど大きな事故にならないことは 100%間違いないので、また正面衝突というのがラウンドアバウトでは絶対ない。流入するときぶつかってもちょっとドアが傷んだかなと

いうのはあるかもしれないが、死亡事故にはならない。ちゃんとしたラウンドアバウトをつくれば、速度も落ちるし、走る所も一定になるし、信号の交差点と何ら変わらない。もしかしたら信号の交差点よりも対抗がないだけ大きな事故がないということが数値的に日本の国内でとれたというのが飯田市。その中では、横断歩道の位置はどこがよいのかとかいうこともさっきの資料（資料3-2、97）に書いてある。

既存の交差点については道路管理者も交通管理者もうるさく言わないが、何か新しいことをしようとする時にはちゃんとやりなさいという指導がくる。21年に協議を始めたが、協議が整わなかったので一旦は中村先生にその報告とお詫びに伺ったときに、吾妻町の方はまだこれから考えなきゃいけないことがあるだろうから、その際にはよろしくお願ひしますと行って帰ってきた。それから半年後に中村先生から電話があり、ぜひ吾妻町で実験をしたいとっていただいたのが、ラウンドアバウトの始まり。

（RS5、資料3-3）実験前の交差点については、ツルンとしていて矢印がちょっとあるかどうかくらいだったが、いろいろ変わった所がある。交差点の中から交差点の外に出るのに停止線があったり、実は一時停止ではなくて、横断歩道の手前での停止線があったり。それを、社会実験ということがあって、路面の標示などによって社会実験をした。もともとは2車線で直線的に通れた道路。右側の車線を走ってきた車が直進をする、左側の車線の車が右に出たいというような場合、交差点の中で交差してしまう場合がある。

交通量的に2車線で流入させていかなければいけないことはなかったのですが、最終的には1車線にしぼった。1車線にしぼったことによって、桜が弱っていた部分の芽張りや枝張りを確保するスペースが生まれた。どこを走ってもいいようにみえていた部分について、ここを走ってくださいというものをつくった。

円をちゃんと正しい円にした。流入する際についての矢印を付けた。中央島の中心の方に向かって矢印をつけることに寄ってT字の交差点ぽくして、速度を落として、ハンドルを切ることによって速度が落ちるように設定した。社会実験はこういうデバイスでやった。張り出したゼブラ（斜線）の上に歩車道境界ブロックを設置して反射シートを貼った。結果的にいま整備された段階でも歩車道境界ブロックを使っているの、2年にわたって使っておりコストは回収している。できあがったかたちはこのようなかたちで（資料3-5）、社会実験前、中、交差点改良後（2012年5月）。最終的には交差点の周辺の改良というところまでこぎつけた。

交差点を改良するには、交差点協議をしなければならない。周辺住民に交差点の改良をいいですよと言ってもらい、認めてもらわないといけない。理解が進んだだけではなくて、吾妻町の交差点改良をさせてもらう許可が出て、実際工事ができたという確証に基いて行った。あいたスペースには土を埋めてシバザクラを植えた。

（RS11）昨年2月29日に臨時記者会見。東和町にラウンドアバウトをつくると発表。立っているのが市長、となりが中村英樹先生、そのとなりが担当の松田課長。

飯田市の道路整備の考え方

（RS12）道路整備の考え方を飯田市として整理した。省エネや環境に加えて、安心安全のまちづくりを考慮して、道路整備を行う。

（RS13）交差点の整備にあたっては、道路交差点をやっていきますということではなく、そこまでのコストは持ち合わせていない。やる場面にあたっては構造基準の該当する事項の検証というのは、紙の上で車が通れるかどうかの軌跡を検証するとか、道路構造令に近い形での検証を行う。道路管理者の理解というのは、飯田市の場合両方の交差点とも県道なので、県道の管理者の理解、信

号交差点でやった方がいいのかラウンドアバウトでやった方がいいのか、コストも含めて CO₂ のシミュレーションもする中で、縄跳びの中に入れないような運行形態になってしまうことが予想されれば減 CO₂ に結びつかない可能性もあるので、計算をする中で検討。一定量の交通量を超えてしまうと機能しづらくなるので、周辺の交通量を推計。あと、地域の方々の合意が認められれば、ラウンドアバウト型の交差点を整備することができる。

ラウンドアバウトの取り組みは、なかなか行政だけでは研究の数値はないし、コンサルタントも未知数のものについてはわからない部分が多いので、いろいろな方々の協力を得てやらないと、行政だけでは限界がある。今回はいろいろな方々のご協力を頂いてやることができた。

飯田は大火でまるっきり焼け野原になってしまった。例えば良くないかもしれないが、津波が引いたあとと同じような状況になってしまったところから復興して、いまの飯田市がある。復興をなしとげた飯田市から、安全で大丈夫だということを発信していくべきだろうということである。

(RS14、資料3-5、8)(東和町交差点のラウンドアバウト) もともと信号があったところを、信号を消して工事を行った。車両の運行を行いながらの工事ということが一番の課題であった。朝の8時半に信号を消してから、交差点の運用を再開したのが3時。その間も交差点の運用を全く止めていたわけではなく、運行を行いながらの工事だった。交通島のまるをつくるときには全面交通止として、安全を確認して交通を再開した。事前に周知はしたが、わからないという人もいた。飯田市は慣れているなあと警官の弁。

質疑応答

大貫：どれくらいの面積が必要か。

鋤柄：もともとの交差点の面積とほとんど変わっていない。もともと、変形の大きな交差点で、周辺に公園もあった。右折レーンはないが、少し空間があったのが、そこを利用して交通島をつくった。基本的には、正十字の交差点であれば26~27メートルの真ん中の環道が必要だが、ある一定のものがあればほとんど可能。

荒木：改良工事にかかった費用は、どうなっているのか。国庫補助がはいっているのか。

鋤柄：東和町の整備は、今回ラウンドアバウトだけやったわけではなく、周辺整備が基本であり、どこからどこまでがラウンドアバウトといえない。谷川を水があふれないようにして、道路と公園を移動。交差点にかかる費用だけを計算できないが、事業全部は4億4000万円で、交差点にかかる費用は概ね四千数百万。

青木：資料3-3に「正円ではない」と書いてあるが、まんまるじゃないと交通力学的に不具合が出るのか。たとえばちょっと楕円形だったらだめなのか。

鋤柄：正円であればハンドルを切った角度を変えずに環道を回れるが、楕円だとハンドルを動かさなければならぬので、円は正円の方が望ましい。

ラウンドアバウト型交差点の視察

写真 5 吾妻町ラウンドアバウト。中央に写っているのが中央島。



写真 6 吾妻町ラウンドアバウト。車は中央島を時計回りに走行。



写真 7 ラウンドアバウトの標識。



写真 8 東和町ラウンドアバウト。向こう側は党議員団。



写真 9 東和町ラウンドアバウト

ポールが立っている所が交通島。手前に小横断歩道がある。



写真 10 東和町ラウンドアバウト。横断歩道の手前の路面にあった標識。
車は右からしか来ないので、このような標識になる。



Ⅳ 若者・子育て施策充実の下條村 3月29日

○下條村議会議員 串原寛治氏（日本共産党）より、道の駅「信濃路下條」休憩室にて、下條村の概要を伺った後、同氏の案内で下條村内を視察。

下條村は人口 4100 人の小さな村

下條村は、飯田市の隣に位置し、面積 37.66 平方キロメートル、人口は 4100 人で、このへんで一番小さい村。山間地だが、居住地がまとまっており、明治以降 120 年位合併していない。長野県は北海道について小さい村や町が多いが、田中康夫元知事が合併をあまり進めなかったことなども関係あると思う。100 人位の大きめの企業は 3 社しかなく、飯田市で勤務している人が多い。

若者定住促進住宅

平成 9 年に、村長が若者定住促進住宅として、2LDK の 3 階建て住宅を毎年のように建て、家賃が 3 万 6000 円（資料 4－2）。1 棟が約 1 億～1 億 1000 万円。飯田市へ 30 分あれば通勤できる所。募集するといっぱいになって、また入りたい人がたくさんいるということで、また建てるといってどんどん建てて、10 棟建てた。その間に、一戸建て住宅も始めた。集合住宅の場合、メンテナンスも必要ということで、議会でも一戸建てがいいのではないかと。阿智村（近隣村）では、新しく土地を買ったり新築する場合は、補助。同様に補助したらどうかという提案をしたが、個人のものに税金を投入することは問題。人口を増やすということで 1 割位人口が増加。3800 人から増えた。

条件は、高齢者とか収入が少ない人をいれるというのではなく、村独自の基準で、身元保証人がしっかりしている人、若者の所帯持ち、これから結婚する人を重点的に審査して、誓約書にも消防活動などの地域活動に参加しますということを書けば当選するというようなことが東京の新聞に載った。

企業の独身住宅として村営住宅を貸すということもやっている。

村の活性化は若者人口を増やすこと

伊藤喜平村長は、議員、議長経験者で、村長も 6 期目。村内の一番大きいガソリンスタンドを持っている人で、金には厳しい。たとえば、保育園に入れなかった人がいるとか、子どもの医療費をタダにするというような要望がどこにでもあるが、その財源が問題になるが、村の活性化には若者人口を増やすことだという村長の取り柄。バラマキではなくて、予算を集中的にやるということで、やった。2LDK が 3 万 3000～4000 円、22 年度からは高校生までの医療費無料化。村にはちょっとぜいたくな図書館、県下で貸出数が一位二位。文化ホール。住みたくするような環境を作ることが大事だということで、ベスト・ファーザー賞を受賞したりして公になって（資料 4－3）、マスコミが取り上げ、市町村が訪問したり、市長は断っているようだが。

問題は、2LDK だと、子どもが大きくなるといられないということで、それをどうやって定住

写真 11 串原村議（左）から説明を受ける党市議団



させていくかということ。村営住宅が40戸いっぱいになって、民間に土地を売って15億円位、それも埋まった。そういう人たちが3割位しかとどまらない。子どもが学校や保育園へ入る時に出て行ってしまう。村の中でも、住宅があるところは便のいいところなので、そこは若者が増えたり、住民とのトラブルも多少あるが、周辺はドーナツ化してしまう。出て行ってしまう人に金をかけるとはどういうことだと意見もある。

お金をどうやって生み出すか

お金をどうやって生み出すかということだが、村長は企業人なので、村長就任後、カインズホームなどの量販店などの民間に職員を派遣して、修行させたら職員の眼の色が変わって来たというのが、違うと思う。正職員は現在39人、嘱託が25人で、合計がもともとの職員の数だと思うが、人件費だけでも億の金が違うと。そういうお金が浮いた。

この村は地形も関係していて、全部合併浄化槽。公共下水道の整備には試算すると40何億かかるところを8億7000万位で95%位できたということ。公共下水道整備の借金がないことが大きい。

当村に限ったことではないが、資材支給事業ということで、身近な道路の維持管理を、村民自らが額に汗しなけりゃいかんということで、自らがやる。

これらのお金を若者支援に使う。

介護保険に参入せず、介護予防をしっかりと

大都市横浜とは比べようがないが、当村の一般会計は25億円位で、基金が約倍ある。大きいインフラ整備というのが今ない。

介護保健には参入していない。民間の福祉施設「盲老人ホーム」にデイサービスを移管、特養も併設、そこへ委託。小規模特養もつくってという話があるが、実際待機者が12～13人だったが亡くなる方もいて、これから団塊の世代という問題もあんまりないということもあり、広域病院などは考えているらしいが、つくらない。官から民へということをつくらない。

今度、医療生協、長野や松本にある小規模の管理施設から15人位くるが、村の人たちだけ扱うということ、それには予算を出していないし、県からの事業。村の診療所を公設民営でやっている。

お金のかかることには手を出さない。その代わり、介護予防は社協としっかりやっている。

質疑応答

高齢者にも手厚い医療補助

古谷：高齢者施策で、各種検診料を80%補助とか、75歳以上の医療費自己負担分を50%補助とか、けっこうすごいが。

串原：若い人ばかりではなくて高齢者にも補助すべきということを言われ、やろうと思えばできるということで。

村長は、長野の国保連の会長をやったりとか、広域連合の連合長が市長、郡部の長はうちの村長。

医療でいうとペナルティが来るようなことはやらないということだったが、最初に75歳までの医療費半額補助になりました。それをやっているうちに70歳以上の人がたくさんいるということで、70歳から74歳の医療費自己負担分3割補助とした。一旦納めてあとから口座へ返ってくる方法。保険証とは別の保険証みたいなのはあるが、特にその都度の手続きなしに登録してある口座に補助分が振り込まれる仕組み。

今年は0歳児から中学3年までのインフルエンザのワクチン摂取に200円補助するとか、小学校の給食費の3割補助を今度4割にするとかということで、いまやっている。

住宅建築補助は、45歳以下の方が新築する場合には上限100万で10%補助。増改築も10%補助

で50万まで出すということになってきた。

あらき：国保税引き下げ、以後据え置きと書いてあるが。

串原：そのとおりだが、社保協で出すとそんなに低くはないが、個人金額で出すと低い方。平均6万円くらい。他の所もあがってきたので、今年度で国保も介護も基金がついてしまうと思うので、これから上がると思う。

古谷：横浜市は毎年国保料が上がっている。

足立：長野県全体の医療費全体が低い方なので、そういう影響もあるのではないかな。

串原：医療機関が遠くて受診を控えるということもあるかもしれないが（笑い）。

良くも悪くもワンマン村長

あらき：教育長がずっといないと書いてあるが、特に問題になっていないのか。

串原：書いてある事以外の事もお話しなくてはいけないのだが、非常にワンマンな村長で、教育に介入するという感じの人で、最後の教育長は校長先生をやった方だったが、村長とは方針が合わないということもあってやめてしまったらしい。他にもそういうことがあると思う。教育委員長はいる。

大貫：村長さん、政治的なことを教育の場面でもいうのか。たとえば、教科書の問題とか。

串原：言う。教育委員会制度について、ああいう閉鎖的なものはだめだと。行政がタッチしなければだめだというようなことは言う。口を開けば、日本の国はこんなに借金しちゃって良くないと。自民党政権やってきたけどもと言うんだけど、それはみんなの責任だと、こういう言い方で、下條村にはこれだけ金があるから大丈夫だというようなことを言う。

国保も税金も滞納なし、新しい道路もなし

国保の広域化でも、これは3月に質問したのだが、反対だと村長は答えた。なぜかという、下條は国保税完納の村。滞納がないので、広域化になると他自治体の滞納をかぶることになるから。国保運営をちゃんとしないのが悪いんだから、それらと一緒にするなという話だ。固定資産税や村民税の滞納もない。暮らし向きのいい人ばかりではないが、多少遅れることはあっても滞納は絶対ない。

大貫：交付税が多いのか。

串原：交付税は51%位。

足立：それだけ基金があっても、国はちゃんと交付税を手当するのだね。

串原：他の村から、下條はあまり仕事せずに貯金しているという言われ方もする。

あらき：基金を積み立てて、それをどうしようと思っているのか。

串原：全体の予算額の約8割で予算を組む。国がどうなるかわからないと昔から言っている。その分を基金に積み立てるということになる。

あらき：使わないから貯まるんですね。考え方が違う。

古谷：仕事してないというのは、どこか仕事してないところがあるのか。たとえば必要な公共事業がやられていないケースがあるのか。

串原：新しい道路もないし、古い所は順番に立て直せと要求しているが、そこらへんがシビア。庁舎も学校も耐震化したが、これからお金が必要なこともあるからという言い方で、お金は基金に積んでいる。耐震化は国の補助が来る前にやった。

あらき：メンテナンスが必要な施設はないのか。橋やトンネルなどどうか。

串原：今年度か来年度に、橋のメンテナンス工事を行う予定があるが、大きなものはない。

岩崎：村民からみて、もっとこういうことやってほしいというような声はないのか。

串原：医療のことや、特養などの要求がある。ただ、特養の待機者はいないし、逆に減ってきている。

介護保険に参入しなくても困っていない

白井：介護保険に入っていないということですが、説明してください。

串原：社会保障協議会が、介護保険に関係する前の人に対していろいろやっている。ころばないようにするとか。

白井：介護予防の方を社協がやっているのか。

足立：社協が介護保険の事業をやっていないということか。

岩崎：民間の事業者が介護保険の事業を介護保険としてではなくやっているということか。

串原：そういうことだ。高齢化は28%。

あらき：介護保険制度を必要としている人もいるはずなんだけど、住民からはあまり要望がでないということか。

串原：村の中だけでなく周辺で預かってもらっているということもある。だから、よそばっかりという話もある。民間の老人ホームにも20%以上入れてもらっており、金持ちばかり入っているんじゃないかといえそうでもない。村長は、民にできるところは民にという方針の人だから、徹底している。

岩崎：高齢世帯で収入がないというような村民はどういうふうにしているのか。

串原：あんまりそういうことで困っているということは聞かない。

青木：生活保護世帯はどのくらいか。

串原：3、4件。全世帯数は1200。

下水は合併浄化槽で処理、検査料・保守点検料に高額補助

水については、水源がないのでお隣から買っている。水が確保できてから、合併浄化槽をずっと推進している。来年、浄化槽フォーラムがこの村で開催される。合併浄化槽の管理は個人だが、検査料については全額村でもっている。3、4ヶ月に1回行う保守点検料は4分の3補助している。汚泥引抜料も半分補助している。

青木：この広い村に下水道を通すよりはよほど安上がりだ。

大貫：汚水の問題があるが。

串原：農業用水路に流してしまう所もあるので、水のないところはBODなどの基準をクリアしたとしても臭いなどの問題があり、それが今だいづ問題になっていて、合併浄化槽の設置から約20年位経っており、20年位もつという人もいるが、リンや窒素が今の機械ではとれないので、そこらへんを解決するにはいいものを使わなければいけない。役場も合併浄化槽。

村職員の半数近くは非正規雇用

大貫：村民の方はだいぶ満足しているのか。

串原：毎年12月に各地区から要望を上げることになっているが、なかなか上がってこない。

大貫：村の職員の半分には届かないものの、多くの人が非正規雇用ですね。それで、仕事はうまく回っているのか。

串原：正規職員に重点的に仕事をやらせて、そうでない方には任務的に軽いことをやってもらっている。

岩崎：村内に大きな会社は3つほどしかなくて、主な産業というか収入源は農業か。

串原：若い方は第3次産業に従事している人が多い。ベッタウン的な要素がある。

若者定住促進住宅を視察

たまたま遊びに来ていた子ども連れの、以前その住宅に住んでいた女性に話を聞くことができた。女性の話（要約）：安く公的住宅に入居できてとても助かっていたが、子どもが大きくなると出て行く人が多い。小学校までは集団登下校するが、中学以上になると部活もあるようになるため、車で送り迎えする親が多い。部屋も狭くなってくるため、出て行く人が多くなる。

写真 12 若者定住促進住宅の駐車場で串原村議の説明を受ける党市議団



写真 13 若者定住促進住宅（写真 12 とは別のもの）



資材支給事業で修繕した道路を視察

村民自ら行う道路などの修繕に資材を支給する。農家が多いので、修繕に必要な重機や道具、技術を持っている人が多い。

高齢者が多くなり、村からの資材を使って、関係者が業者を雇って工事をする例も出ている。村民税を払っているのに、なんで自分たちでやらなければならないのかという声もある。

写真 14 資材支給事業で補修した道路を眺める党市議団



V 新潟市の「区自治協議会」 3月30日

○にいがた自治体研究所にて、次の3氏と懇談

にいがた自治体研究所副理事長、西区自治協議会委員 福島 富 氏*1
同 理事、西区自治協議会委員（公募委員） 酢山 省三 氏*2
日本共産党新潟市議会議員 五十嵐 完二 氏

*1：元新潟県会議員、*2：長い間新潟民医連に勤務し、いまは新潟水俣病裁判の責任者。

○歓迎のあいさつ 酢山氏

いろいろお互いに勉強しあって、住みやすい地域をつくっていくためにがんばれば幸いだと思っています。

○お礼のあいさつ 大貫団長

横浜ではいま、大都市制度問題が大きな問題になっており、横浜市は特別自治市ということで、県との二重行政の問題が大きな問題になっている。横浜市は林市長という女性の市長だが、特別自治市という考え方に凝り固まっており、どうも行政区を残したままで、特別自治市を進めていくというふうなことを考えているらしい。

大都市制度の中間報告でも、都市内分権というのが非常に大きなテーマになっているので、区のあり方、特に横浜の場合には各区30万人前後が多く、

区では何も仕事ができず、本庁にいかないと仕事ができないという状況で、非常に区の力が弱い。

これから住民自治と協働を進めていくには、区の果たす役割は非常に大きいということと、そこで協働をどう伸ばすかということで、自治区の勉強をぜひしたいと思った。

自治と協働というのはこれからの大きなテーマだということで、今日は勉強させていただきたい。

写真 15



写真 16

にいがた自治体研究所
編集・発行、2009年

1. 報告① 「新潟市・上越市の地域自治組織の現状と課題」

福島 富氏

お配りした「篠田・新潟市政の検証」という本は、2009年の市長選挙の時につくったものだが、いまだに全国から問い合わせがくる。特に「区自治協議会」Q&Aが参考になるのだそうだ。新潟大学法科大学院教授の学部長がいま、にいがた自治体研究所の理事長で、石崎誠也さんというが、Q&Aは私が書いて、石崎教授が直したもの。ここにほぼ実務的なことが書いてある。

ご承知のように、全国の政令市の中で新潟と浜松は、いずれも平成の大



合併の中でつくられた政令市。浜松市には先般行ってきたが、浜松は、スズキ自動車の鈴木修会長がかつて行革推進審議会の会長で、こんな制度は削れといていた。最初自治省からもってきた市長を気に食わないで首切って、また総務省から次の市長が来て、今度はこれを削り始めて、いいところが削られ始めてきている。新潟もそうなるんじゃないかと心配している。いまのところは力関係でそういう状況にはないが。

用意したレジメは、昨年浜松で行われた全国自治体学校で使ったものと同じ。

新潟市の区自治協議会はどうしてできたか

一番目は、どうしてできたかというのは、合併の時に旧豊栄市の小川竹二市長が、元共産党の市会議員だがいっぺんに自民党に代わって市長になったという人物だが、合併にあたって住民自治がなくなるから自治組織を残すべきだと。ちょうど地方制度調査会で自治法改正の前の審議が3年くらい続くんですが、それを先取りして、問題提起をして、合併協議の中で住民自治の決議をやった。

協議の決議だけでは収まらず、そのことを新潟市長に成約をさせようというのでいろんな手を使い、最終的には「合併にあたって」という市長コメントを出させて、その決議を受けいれて進めますということを言わせた。そして、合併して政令市になった時にこの制度が生まれた。

最後までものすごい綱引きがやられて、そういう中で市役所の職員の中に地方制度調査会の動向を正確に捕まえるという、ちょうど総務省から職員が出向できていて、かなり良心的な人で、情報提供してくれ、上越市も合併の綱引きの中でこの制度をひとつの条件として合併が行われたというような経過。

いま全国で約1800の自治体があるが、この制度がかたちとしてあるのは約60で、なかなか広がらない。

旧豊栄市のすごい点は、合併前3年がかりで小川市長が5つの中学校区それぞれにコミュニティセンターをつくり、そこへ3名の嘱託職員とマイクロバスを1台配置した。それは今日までずっと続いている。旧豊栄市の区域だけは、区の配分が増えている所が多い。市議会では、五十嵐さんのように自治協議会を進めろという主張もあるし、もう一方では豊栄みたいなのは切れという両方の意見がある。

5つのコミュニティ協議会がものすごい力を持っている。これは、民商から新日本婦人の会まで含めてあらゆる団体を政党政派の差別なしで結集して動いている。非常に民主的に運営されている。私どももなんとかそこまで辿り着きたいと思っているが、いまの新潟の市長はそうさせたら大変なことになるので、そうはさせない、できれば旧豊栄のマイクロバスも車の更新時期になくしちゃおうと虎視眈々としており、にらみ合いの状況。

マイクロバスがあると、今日は老人クラブ、明日は婦人団体、土日になると地域の子どものたちの遠征試合に行くとかで、1か月1日も休みもなくマイクロバスを使える。これほどコミュニティの力を養えるものはないわけ。新潟のこれからの方向付けとしてはそこまでなんとか持って行きたいと思っているが、なかなか道遠しの状況。

区自治協議会はどんな効果があるか

二番目は、全国から質問がくるが、どんな実際の効果があるのかということ。運営の手引き（資料5-3 新潟市自治協議会運営指針）、自治協議会条例の解説本に、どういうふう to 実際の運営をしているかということが書かれている。

32 頁「諮問及び建議等」、区協議会は地方自治法によって、諮問の機能と建議の機能のふたつ持っている。諮問は審議会方式のものだが、建議というのは条例では必要と認めるものについては審議して意見を述べるができるとなっているので、自治協議会で必要とさえ認めればなんでも審

議でき、建議できる。ところが建議が出されると、つまり自治法でがちっと建議の規定があるわけですから、市長の側は困るものだから、建議させないように事務方が抑えるように動く。議員工作したりして。地区協議会ができてから建議は1本しかない。

実際には意見書や要望書というかたちで出るが、意見書・要望書はほぼ建議に準じて、極めて慎重に取り扱いが行われている。

注) 諮問＝意見を尋ね求めること。下の者や識者の意見を求めること。(広辞苑)

建議＝役所に意見を申し述べること。また、その意見。(広辞苑)

33 頁「答申等及び建議」、

35 頁「建議に関する手続き」、「区自治協議会は・・・自らが必要と認めるものについて、審議し、市長等に意見を述べるができることとしており・・・」となっており、「建議に関する手続きの流れ」として「ア課題等の審議 区自治協議会は、市が処理する区の区域に係る事務や区民等との連携の強化に関することなど、・・・必要と認める事項について、審議することができる」としている。「イ建議、区自治協議会は、審議結果に基づき建議することとした場合は、建議書を作成し、区長等を経由し、市長等へ提出する」「ウ 建議の進捗管理、建議に係る全体的な進捗状況の管理のため、市民協働課に建議書の写しを送付する。また、複数の担当課等に係る建議の取扱いについては、区自治協議会事務局及び市民協働課で調整を行う」となっている。

37 頁 「答申等及び建議に対する対応」

条例第7条第4項というのは、「市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない」。これは、自治法の言葉通りの条例になっている。

それについては、この条例をつくるときにかなり議論があつて、「必要があると認めるときは」となっているけれども、区自治協議会の建議というのは区の区域の住民全体の意見を代表するものだという取り扱いになっている。

そうすると、この条文が自治法に入るとき、当時は自治省だったが、自治省の役人たちが書いている「地方自治」という月刊誌に、7、8年前だが、3回にわたって解説が掲載された。

福島資料(資料5-1) 4 頁、地方自治の第 681 号、平成 16 年 8 月号で、合併特例法、改正原稿合併特例法、改正地方自治法の 3 法が一緒に国会にあがって審議された時だが、担当した自治省の役人が解説したもので、上中下とあるが、そのところに、地域協議会についての記述がある。地域協議会の権限、地方自治法第 202 条の 7 の解説をみると、「2 市町村長の方針と地域協議会の意見が異なった場合」に関わるが、「必ずしも、後者(地域協議会)に従わなければならないことはないものである」が、「しかし、地域自治区におかれる地域協議会は、地域自治区の区域内の住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮しつつ、市町村長がその区域内に住所を有する者のうちから選任したものによって構成されているものであることにかんがみれば、地域協議会の意見と異なる対応を採る場合には、地域協議会及び当該地域自治区の住民に対して、その意見にしたがらないことの説明責任を負うことは当然である」となっている。

従って、議会での議員のみなさんのご質問に対する答弁は拘束力はないわけですね。政治的な制約はもちろんあるが、それを否定したからといってどうこうということはないわけだが、自治協議会から出た建議書あるいは意見書・要望書はそれと異なる対応を首長がとろうとする場合は、地域住民に説明責任がでますよ、地域住民の大半が納得するような説明がない限り、出た意見には従わなきゃなりませんよという縛りがある。そこが実は強力なもの。

自治法の縛りを受けとめて、運営指針 37 頁、(4) 答申等及び建議に対する対応の欄外の説明を

みると、「地方自治法第202条の7第3項に規定されている表現ではあるが、区自治協議会の意見を尊重すべき市長等の立場を明確にし、また、区自治協議会の意見の重要性を市民にも分かりやすくするため、条例においても掲げることとしたものである」となっており、これ以降が題字なのだが「なお、市長等は、区自治協議会の答申等や建議の意見と異なる対応をとる場合は、十分な説明を行う必要がある。」さっきの解説をちゃんと順守している。

ただ、これを放っておくとすぐ緩んでしまうので、ことある度に、自治法では縛りがかかっているのだということを、まず区役所の担当職員に教育をしていかないとすぐに緩んでしまう。

従って、出た意見はほぼ通っている。「必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない」と自治法は書いているわけだから、それは非常に深い意味があり、聞いてもいいし聞かなくてもいいよという常識的なものではなくて、その地域の住民を代用する権利だから、その地域の住民に責任をもった説明が問われますよということが、実は非常に強力に機能する力をもつところである。

区自治協議会が学校統廃合計画を動かした

実際にどういうものがあるかという（3頁）、新潟市教育委員会が、文部省の文章をそっくりそのまま出して小・中学校の統廃合計画を示した際、北区の自治協議会が、8か月にわたって区自治協議会をあげての大議論を行った。そもそも学校教育はなんぞやというところから、この中で区自治協議会の委員の力量がものすごく高まった。区自治協議会はどんな役割をもつかということが当然ながらその中で議論された。

文部省の基準と同じに小・中学校統廃合計画を教育委員会が出して、正面から、それはならずと。意見書の第1番目は、「子どもが学びやすい教育環境とは何かを第一に考える」、これの内容は、教育は地域で行うものであるというもので、学校の先生が教育していると簡単に考えるけれども、基本的には地域が教育機能を担っているということ。これは後で佐渡ヶ島なんかの学校統廃合の時にずいぶん活用されてくる。

2番目は、文部省の基準そのものとは何なんだと、地域による実状を全く無視していいのかと。これには教育委員会お手上げになっちゃった。ある意味ではここが一番強力だったのだが、区自治協議会は、だいたい半数は校区毎のコミュニティ協議会から委員が選出されており、学校統廃合されるとそれががらりと変わってしまう。学校が半分になれば区自治協議会委員も半分になってしまう。それほど大きい問題であるのに、その関わりに一言も触れないで学校だけ切り離して統廃合計画やるとは何事かと。これにも教育委員会はぜんぜん答えることができなかった。ものすごく強力なパンチが効いた。

3番目は、地域の伝統文化について。佐渡では、能が盛んで、小学校から能の練習を学校でやっているようなところだが、学校統廃合でそれらがなくなっていくということで問題になった。地域地域でみんなそういうことがある。

4番目は、地域コミュニティ協議会の活動範囲が小学校区または中学校区を基本としている現状を十分踏まえることであり、地域コミュニティ協議会のことをまるっきり考えないで学校だけ切り離して統廃合するということはなんだということ。

この北区の自治協議会の意見はものすごいパンチだった。教育委員会の全面降伏、出し直しということ。このあと、北区から南区や西蒲区など他の区へと飛び火して、ほぼこれに似たような意見書が出てくる。これを受けて市議会が議論するので、地元の意見聞けといえ、教育委員会はわかりましたということで、全面撤回、出し直しとなった。

どういう回答になったかという、「学校の適正配置にあたっては、地域の皆さんと協議を重ね、

合意の上で進める必要があると考えています」100%、ばっちりだった。

こういう機能がさっきの自治法の内容になってくる。

地域包括支援センターが、夜中になっても職員が帰れないような所で、いくら分割を要望しても市はぜんぜん聞く耳を持たなかった。そこで、その地域の自治協議会から意見書を出して、半年後分割が実現したという例もある。

西区では公民館の有料化が持ち上がった時、区自治協議会では自分たちの公民館の問題として有料化されると、財政力のない老人クラブなどは使えないよということで怒って、意見書を出して、議会にかかり、継続審議になりました。議会で継続審議はしばらくぶり。その次の議会では、老人クラブなどの減免規定などをたくさん盛り込ませた。

上越市の地域協議会は公募公選制

上越は、地域協議会が非常に有名だが、公募公選制である。どうして公募公選になったかという、「地域自治組織と住民自治」（2006年、自治体研究所発行）という本で、「公募公選制はどのように上越市に出現したか」という表題で私が書いたが、2006年の合併協議の中で、本当に住民を代表する組織というのはどうやって議員を選ぶのかということを合併協議の中でやった。そうすると、団体代表では住民の代表にならないということで、結局、議員と同じに選挙するしか住民代表にならないということで選挙になった。

公職選挙法を使って、市議会議員選挙と同日同会場で、区協議会議員の選挙を同時に行う。こういう制度は全国で上越だけ。それがいまだに合併協定の中で残されている。

選挙されたものであれば、その区域の住民の代表であることが担保できるが、団体から推薦された者はあくまでも団体の代表でしかなく、住民の代表であることが担保できない。これ協定書なんです。これで、公募制が決まった。いまだにその文書がある。

問題はあつた。その直前になるとボス共が介在したり、協議会議員は報酬がなく費用弁償だけなので、定数まで手があがらない。そうすると選挙がない。第一期は選挙があつたけれども、二期目の改選の時は選挙なかつた。三期目はそれはないようにしなければならない。私どもの自治体研究所の仕事である。

合併した市町村ごとに自治区として、上越市吉川区が頸城村の自治区に地域協議会。新潟市は自治協議会、上越は区協議会、地域協議会という名前で、地域自治区を設置すると。

上越の場合、最初にかなり大きな問題になって、私どもお手伝いしたが、地域協議会が出来たことについて市役所の職員が面倒みてやっているっていうような言葉を言い出したんですよね。それは何なのかということで、法科大学院教授の出番で、講演会をやつた。自治協議会をつくる、そこに事務所を置かなければならない。つまり、恩恵的にやるんじゃなくて、それはもう必置義務なんだということで、ずいぶん大きい反響よんで、区長が謝る、最終的には議会で市長も謝る、間違つた認識をしているということで。これは、どこにでもないわけなので、絶えずやっぱ刀を磨いて切り結びに耐えられるようにしていかないと、すぐ常識的な理解で崩されてしまうものなんだけれども。その事務所は必置義務だということはかなり最初は大きな問題になった。

意見書が出せるか能力の有無が協議会の値打ちを決める

個々の場合、ここは条例で意見書でいいんですが、意見書はほとんど通ります。かなり改善が進んでまいりました。8頁にどれだけ意見書が出たかというのがでていますが、地域協議会によってかなり差があつて、意見書が出せる能力をもつた協議会というのは、実をいうと値打ちがあるかないかを決めている内容。

合併した町村の議員のみなさんが最初はだいたい半分くらい入つた。この人たちが審議のルール

なんかをずっとつくっていったから、上越の場合はよかった。上越の場合は、ずっと手さえあげていけば続けることができるが、新潟市の場合は、1期2年でコミュニティ協議会選出の議員は2期まで、つまり4年までやれると、公募委員は2年で打ち切りで、もう一回手をあげて、もう一回審査が行われて4年までできるということになっているが、上越の場合はずっと無限大でできるという違いがある。

ただ問題は、10頁、昨年11月の地元新聞だが、今年11月に市長選挙があるが、いまの市長は自治協議会があんまり好きでない。前の市長は一生懸命つくった。合併当時の市長がこれをつくって、その市長が代わっていまの市長になって、1期やって、今年改選。この市長は、上越のもうひとつの優れた点は、合併協定によって合併建設計画というのが本庁分と各区分と、区が6割で本庁分が4割。合併建設計画は、地域の周辺市町村を優遇する内容に。当然だが、合併協定でいろんな箱物なんかの計画がでたから、それをずっと積み足していくと6割位になっちゃう。

今度、2年後に金沢まで長野新幹線が延長すると、上越は長野、飯山から上越へトンネル抜けて、そして富山、金沢に行く。それに合わせて市の中心部の再開発をやろうとしている。すると金がない。いまの周辺の区に6割の建設計画を協定で決めたのを崩しちゃった。結局、中心部への集中投資に切り替えるという内容で、いまものすごくせめぎ合いの最中である。その中で、さっき言った事務所の問題も、3つ位まとめて事務所をおくとかというのが出始めてきていて、行財政改革の中でいまの自治区の区制を崩しにかかっている。それが大きな争点になった市長選挙に今年の11月はなっていく。だから、かなり自治組織問題も翻弄されてきているという状況がある。

以上が、新潟と上越の最近の状況です。

2. 報告②「新潟市議会と区自治協議会の関係について」 五十嵐完二 氏

この資料（資料5-4）は、他の市から新潟市に自治協議会の問題で視察にこられた時に、担当している市民総務課がパワーポイントで説明する自治協議会の概略。これが大枠をつかむ上で比較的わかりいい。

2頁 平成17年に合併をして、19年4月の政令指定都市に移行。8つの行政区。

3頁 こういうかたちで8つの区に分けた。

4頁 分権型政令市ということで、合併にあたってこういうことを今の市長は言っていた。

5頁 分権型政令市の4つの仕組みということで、地域コミュニティ協議会、大きな区役所、区自治協議会、自治基本条例と、この4つの仕組みで分権型政令市を実現するという仕組みをつくった。これは、さっき福島さんからお話があった豊栄の当時の市長の要望も受けて、ということになった。

6頁 仕組みのイメージ図。大枠に自治基本条例というのがあって、左の方が地域で、地域コミュニティ協議会が参画をして区自治協議会を構成する。区自治協議会は、地方自治法上は補助機関という位置付け。

7頁 地方自治法第252条の20第6項に規定する政令市の行政区に置く地域協議会、これを区自治協議会と新潟市は呼んでいる。政令市の中では浜松市と新潟市だけに設置。

8頁 委員の構成で、概ね合計が30人。そのうち右の方の委員構成で、コミュニティ協議会選出の比率、公共的団体等の選出、学識経験者、それから公募、その他となっており、表のような割合で選出されている。

9頁 任期・報酬、役割・機能。役割・機能で地域に根ざした区の総合的審議果敢として地域の超えを区政市政に届ける機能。区・市からの意見聴取に対して審議し、意見を述べる。区の課題

を自主的に見つけ、審議し、解決方法について意見を述べる。これも地方自治法に書かれている中身だと思う。

10 頁 運営

11 頁 自治協議会には、去年の4月末現在で個々に示されているような部会があるということになっている。

12 頁 主な取り組みで、どういった内容が議論され、地域意見を届けているか。

13 頁 主な取り組みで、合併地域の声を提出、自主的な課題設定による建議・要望書の提出。第1期は19年から20年で、3件だったのが、次の年度は24件になった。

14 頁 建議・意見書の中身。こういうものが市に提出された。

15 頁 16 頁 17 頁 省略

区自治協議会の提案した事業にはどんなものがあるか

「平成24年度区自治協議会提案事業（概要）」（資料5-5）

新潟も大きな区役所という割には口ほど権限・財源はなくて、当然、人件費や生活保護のお金、若干の建設費用があるが、今での区が何かやろうとすると本庁にお伺いをたてなければならないという仕組みになっている。

金の問題でいうと区自治協議会提案事業というのがあるが、区として独自裁量でやれる予算は2000万円。その2000万でいろいろやるが、区長は行政職なのでだいたい2年の任期。2年で単年度2000万円でやろうと思ったら、まともな産業政策なんかはやれない。結局イベントで終わるということにならざるを得ない。

自治協の提案事業というのも似たような側面がないわけではないが、その2000万円とは別枠に各区に対して、区の自治協が提案するものでお使いくださいということで300万円が配分される。これで、西区協議会では、自治協議会活動を区民に知らせる事業ということで、広報紙を200万円で発行。新年度から500万円になる。

建議・要望書等の状況

「各区自治協議会 建議・要望書等の状況」（資料5-5、3頁）

さっきあったものに最新のものを加えたもの。西区では、22年度は放課後児童クラブに関する要望書などであったが、23年度は公民館使用料等の制度統一と佐潟湖水再生の取り組みに関する要望書で、毎年変わる。

地域コミュニティ協議会は市内で97あるが、だいたい地域コミュニティ協議会から委員が自治協の委員に選出されるという仕組みになっているので、地域コミュニティ協議会が小学校区単位で概ねやっているが、ここの認識や活動が強化されないと、自治協も評価されないということになる。

ところが、豊栄のような所は5つあって、スクールバスもみたいな、合併前からそういう仕組みになっているところと、合併した旧新潟市は3つの区に分かれたが、そこは何もない。上からつくった。そういうところの認識が地区ごとに違っているということがあがるが、いずれにしても、その地域コミュニティ協議会を評価しないことには、自治協も評価されない。こういう関係になっている。

地域コミュニティ協議会に対する補助制度

「地域コミュニティ協議会に対する補助制度一覧」（資料5-6、1頁）

地域コミュニティ協議会事務所借上補助金は、公共施設等に事務所を確保することが困難なコミ協について、民間施設等を借り上げる場合に必要な費用を助成するというので、補助率10分の10で、限度額が年間60万円。

地域活動補助金は、コミ協、自治会、NPO 等が行う「資源循環型社会の促進」「地球温暖化対策」「地域コミュニティの促進」等の事業について、事業に要する費用の助成で、補助率 10 分の 10。中身は、コミ協が行う古紙・古新聞の回収で、1 キロあたり 4 円などというかたちでお返しをする。予算額は 1 億円位。

この金の元手は、有料化したゴミ袋の売上が 9 億円位あって、ゴミ袋の制作費は 3 億円位で、その差額の 6 億円の一部を地域活動補助金に使っている。

コミュニティ活動設備整備補助金は、備品の整備に関する費用。パソコンや祭りの際のお神輿などを含めて補助する。

地域コミュニティ協議会運営助成金は何に使ってもよい。年間 20 万円。事務所の金はあるが、年間 20 万円で、一週間の 2 日や 3 日、2～3 時間で、人を来てもらって 20 万で何ができるかというような声がコミ協からさうとう上がっている。集まりをやる毎に、実際にやっている人から市長に対して直接もっと上げろというようなことも言われている。増額の方で検討中。

地域コミュニティ協議会の事務所の状況

「地域コミュニティ協議会区別事務所状況」（資料 5－6、2 頁）

コミ協の事務所の状況で、コミ協の数が 97、事務所を区役所などの公共施設にしているのが 78、民間施設で地域の集会所等が 6、民間施設借上が 5、会長等自宅 8 となっている。

コミ協でやっている人たちに言わせると、事務所が必要、人が必要だが、人をおくには 20 万では無理。パソコンや電話などの事務機器が必要。これが 3 大要求で、支援が不十分。

市議会と区自治協議会の違い

平成 19 年に政令市になって、区の自治協議会条例ができたのも平成 19 年。政令市移行と同時に区自治協議会条例ができて、その運用で指針の中身になる。その翌年に自治基本条例が制定。本来一体的に出す条例だが、自治基本条例は 1 年遅れた。

19 年に区の自治協議会条例を審議するときに、議員の中から、区の自治協議会と議会と何が違うんだというような質問が多く議事録に載っている。それに対して、当局が答えているが、最初の出発点では、議会と区自治協議会の役割分担はどうかというような疑問がずいぶんあったようだ。一方では、自治協議会なんかつくと議会が要らないというようなことになるから反対だという議員もいた。

その部分の質問に対して、市当局は「もともとこういった地域自治組織のつきましては、第 27 自治法制度調査会において検討されてきたものです。その方針をほぼ原案通りこういうかたちで法制化されたものですが、この法制化に当たって全くこれまで自治法上において規定されていた議会の権限、そういったものについての変更はございません。私どもの考えていますのは、議会としては全市的な立場をもって、しかも団体の意思決定機関として、それぞれのものに議決権はじめさまざまな権限があるわけでして、区自治協議会につきましては、そういった議会が定める方向性あるいは議決・予算等の範囲で、それぞれの地域の実状に応じた対応を市民と行政とが共同してやっていくというふうな考え方がひとつあるかと思います。総務省の考え方ですけども、こういった中で、いままでの議会の権能をそのままにこういった新しい附属機関というかたちで法律の中で規定した。いままで議会と行政とあったところにさらに住民が加わるという地方自治の中で新たなステップを期待して、法制化したのではないかと考えています。それぞれの権能の違いがある中で、議会は議会の権能をもって、区自治協議会がその中で地域の実状を勘案しながら対応していくというふうな住み分けであろうかと考えています。」と答えている。

従って、議会の中でも、制定当時はずいぶん何が違うんだというのがあったが、いまはそうい

うことはない。私も今年の2月議会で、大都市制度のあり方で昨年の12月に地制調の中間まとめを踏まえて、あれは道州制を視野にいれたものだが、道州制を視野にいれつつも、もっと区の権限を強化するべきだということを踏まえて、区にもっと権限と財源を与えるべきじゃないかというテーマで質問した。合わせて、大阪都構想の向こうをはって、新潟が県と新潟市が合併して新潟州構想をつくるんだというのがあるが、それも最後のねらいは道州制。道州制になったときに、いかに国に権限をもっていられないようにするためというようなもの。道州制そのものに反対すればいいのに、そういう中の悪あがきのような対応をしているということについて、批判もした。

3. 報告③「西区の区自治協議会の活動について」 酢山 省三 氏

「BRT 事業計画についての要望書」

バス問題。新潟町中までバス1本で行けたのがどこかで乗り換ええないといけない。高齢者が多い中でどうなんだという、まさに自治協、コミ協の地域に根ざした住民の意見を要望書としてあげた。

注)「BRT 事業計画」新潟市が2012年に公表した「新たな交通システム導入基本方針」に基づき、検討を進めてきたBRTの導入計画。BRT (bus rapid transit) は、本来はバスを用いて都心域の大量公共旅客輸送幹線を実現するシステムを指すが、この計画では連節バスを用いる路線バスを示す。

「がれき問題小委員会」

新潟県は、新潟市も含めて5つの自治体が岩手県の大槌町の震災がれきを、環境省の方針に基いて受け入れて償却しようということを手を上げようとした。

新潟市に焼却所が2つ、埋め立て地が2つ。その半分が西区にある。自治協としては大きな問題なので、私たちは反対の動きをしようとしたが、なかなかそこまで行かない。少なくともがれきの情報をきちんと行政に出させて、住民に判断する材料を提供するための委員会ということで、そうとう私たちも折れて、そういう役割を持つ委員会をつくらせた。いろいろな意見があった。行政側はそうとう抵抗したんじゃないかなと思う。私もその委員会に入った。結果的には、新潟市はがれきの受け入れは物理的な抵抗もあつてしないことになった。

こういう委員会をつくって情報を共有して、区民に明らかにしていくと、コミ協や自治会の中で、これだけ政治的な意味も含めた内容でも、反対決議がそうとう数出た。そのことが市長にそうとうボディー・ブローで効いたんじゃないかと思う。

市長もどこかで矛を収めないと格好つかないような状況になって、最終的には新潟市としては受け入れをしないということになって、そのひとつの要因ががれき問題小委員会だった。

あくまでも予算決定は議会で

私たちの自治協の委員としては、あくまでも予算を含めた決定をするのは議会だという意識。いまのところ、相反するような事案はあまりない。ちょっとやっぱり意見が違ふなというのは、さっき言ったBRTの問題とがれきの問題、それは地元に密着したコミ協なりコミ協で構成する自治協なりが、要望書とか意見書とか、もうそうとう論議を本会議でやって、そこに傍聴できている議員もいるので、これはちょっと耳かさないとか有権者に説明つかないし、次の選挙にちょっとまずいとなると、10のものを8に抑えろとかというような動きは確実に影響している。

僕らの中では、自治協の会長も含めて最終的には予算を含む議会が決めることである。でも、自治協っていうのはコミ協なり自治会に立脚しているところなので、より住民に結びついている自治協として、真剣に論議をして要望書を出す。あるいは討議している内容は確実に選出議員には影響しているという自負をもっているし、議員の方も自治協をそれだけのものをやっているということを理解していただいて、じゃ一緒にいろいろやろうじゃないかということは今後の課題じゃないか

などと思っている。

あくまでも議会が決めていく。それについて、通らなかったとしても言うことは言うし、確実に影響を与えているということは、私はまだ2年しかやっていないが、今後の課題のひとつじゃないかなと思う。

4. 質疑・意見交換

ゼロから区協議会を始めるには

大貫：いま、お話聞いてて、旧新潟市街地のところでの区協議会も含めて、なかなかうまく浸透していかないんだという話をお聞きしたが、たとえば横浜で、もし仮にこれがうまく導入されるようになったとしても、ゼロから始めるわけですね。

それともうひとつは、先ほどお話があった大区役所の問題があつて、日常的には区役所との関係出てくるわけだけでも、ほとんどが本庁の方に権限があるような状況もあつて、いま問題意識があるのは、何を、先ほどいろんな地域の中でそういった経験があつて、それを積み上げているような状況があるんだけど、横浜なんかの場合には全然全くそういう経験がないから、これは、いまちょっと興味あるのは、どうやって近くにそういった、いままでの経験、実績上、近くの区の協議会の実績があるから、初めて新潟市内の何もなかったところがそこにいろいろ影響されて動き出すという可能性っていうのは横浜より全然あると思うんですけどね。

何か具体的に、新潟市の中で、旧市街地でそういった初めてその協議会をつくって、そこで活発化させていくという上での問題、気をつけなきゃいけないこととか、もしそういった事例がありましたら、たとえば西区の場合、いまお話あったように、西区の場合は市内ですね。そういった中では、メンバーがかなりいらっしゃるから、こういうふうに進んだのでしょうか。

福島：論客がいますからね。おもしろいですよ。

大貫：そうすると、ほかのところではうまくいかないっていうようなことがちょっと書いてあるのを見たんだけど、そこらへんいま実情はどうですか。

五十嵐：地域コミュニティ協議会っていうその自治協の下の段階では、やっぱり発足の時に上からつくられてやってたから、やっぱりある。でも、私もよくわからないけど、まず仮にそこが整備されていなくても、区自治協議会は30人ですけど、その委員はそれぞれの地域の実情で、公募がいいのか何がいいのかわからないけど、そこからつくっていくっていうやり方もある。

大貫：それしかないものね。

福島：公募委員の役割がものすごく大きいですよ。公募委員は本当に1期当選で、みんな発言してくれるんですよ。それで、審議会委員みたいなのが学識経験者だとかなんかは出てこないのも多いし、出てきても石の地蔵様で何にも発言しない、質問もしない。発言しているのは、率からいうと公募委員が一番多くて、その次がコミュニティ協議会代表のうちの発言するのは3分の1位。

大貫：まず、われわれでは、区の協議会をつくらせるっていうこと。

あらき：私のいる南区では、昔、区民会議がかなり活発にあつたんですよ。おっしゃる通りで、新婦人（新日本婦人の会）とか意識の高い人たちが公募で入っていたので、彼ら彼女らがいると、けっこう区民会議の委員に民主的なメンバーがいると活発になるので、そういう立場でかなり牽引してきた。だけど、一番ネックだったのは、予算がないこと。それから、権限もない。だから、そこで、まちづくりどうするかとかいろんな提案はするんだけど、議員とも全く関係なくてやってて、たまに1年に2回位懇親会をやるくらいで、どういうスタンスできたかっていうのがわかる機会が年2回しかなかった。だから、全く別組織になっちゃっていたのがうまくなかったなと思う

ていて、ただ、議員の肩書は顧問。

だけど意見も意見交換、さっきの話、すごっくらやましいんだけど、意見交換することもできず、傍聴に來いっていうのもあんまりなくて、全体会みたいところだけやった。結局、中田市長の時につぶされちゃって、もういまは組織としてはなりたっていないので、また一から。

大貫：法的権限があるかないかということが、決定的な違いだ。

区自治協議会と自治会町内会の関係は？

あらき：あともうひとつ。地域コミュニティ協議会をもっているということがすごく斬新だと思うが、いわゆる自治会町内会もあるじゃないですか。そこの兼ね合いはどういうふうに住み分けているんでしょうか。

白井：私もそこに関心がある。

五十嵐：だいたいだぶっている。ある意味では明確にだぶっている。

あらき：そうですね。だから、そこらへんの混乱を来さないんですかね。

酢山：市の側としては、コミ協に一本化したいと。だんだんそういう流れであることは間違いないんですが、私が属している黒崎という住んでいる所はけっこう田舎で、まだ自治会連合会っていうのもあるんです。ここは予算を持っているんですよ。町内会費の。だけど、コミ協もあるんです。行政がそういうことをある程度上からつくったから。だからなかなかその役割分担みたいなものでも、まだ問題が起こってますけども、すっきりとコミ協、自治会がコミ協に入ってますから。自治会連合会をもう解散しちゃって、コミ協一本だっていうところはすっきりしてやってますね。行政としては、そういう指導をしています。

あらき：そのほうが民主的にできますよね。うちなんかもう古いところなんかはもう、ボスの自治会長がめちゃくちゃなことやっている。

酢山：だから、行政もそういう指導してますから。でも、なかなか歴史があるから、共存している部分があります。コミ協に一本化していくっていうことが一番大事でしょうね。

大貫：そうすると、コミ協の傘下に、たとえばいま自治会なんかがあった場合に、自治会からある程度一定の金をお互いに出し合って、コミ協の方に財源確保するってこともできるんですか。

酢山：できますね。コミ協っていうのは、自治会が中心ですけど、あとPTAとかいろんな地域の団体。だから、もう行政としては自治協、コミ協、自治会という一本の線できちんと整理をしたいということで、一定の指導していますけれども。

どうやって自治組織をつくっていくか―旧鳩ヶ谷市での動き

福島：さっきのどうやって自治組織をつくっていくかということで、埼玉の川口でいま動きが出ている（資料5－8）。政令市では仙台でいま起きている。1月に行ってきたんですけども、川口に旧鳩ヶ谷市っていうのがあるが、無理やり合併に引っ張り込まれた。ところが、昭和18年かな、戦時統制令の時代に、行政合併、一度されるんですね。そういう歴史があって、それを戦後、元に戻せ運動が住民から起こって、鳩ヶ谷市が独立するという非常に面白い所です。いまここでは、もう一度分離というよりも、地域協議会をつくろうというので、その会ができたんです。これから川口市議会に請願を出すと。あんまり早くできないように十分準備してやろうということで、今年5月に上越市に視察に來るので面倒みろといわれている。ここもなかなかおもしろい。かなり広がりのある組織。ちょうど川口市の本庁舎の建て替え問題が出て、ちょうどいい時期なんです。それで、むしろ市庁舎なんていまのままでいいんで、区役所を充実しろと。そういうチャンスだと。

大貫：実はうちもそういうチャンスなんですよ。いま横浜市の新市庁舎問題が出てまして、140メートルの超でかいのをつくっちゃうというんですよ。

福島：住民は区役所を充実してくれっていう方に支持する方が多数になるんですよ。鳩ヶ谷はそれが起こっていて、おもしろい。この間、電話かかってきて、どうすればいいか作戦指導までお伺いがあった。

町会連合会会長が、コミュニティ協議会会長のイメージ

古谷：もう一回、さっきの話に戻って、町会との関わりなんですけど、結局人材はそんなにものすごくいっぱいいるわけじゃないから、だいたい同じような人がなってしまうっていうお話だったと思うんですけど、たとえば小学校区だと連合町内会よりも小さいですね、もうちょっと。だから3、4町会ですかね、横浜だと。3、4町会で集まって連合町会の人がコミュニティ協議会の会長さんですよと、そんなイメージですか。

五十嵐：そんなイメージです。従って、コミ協の人材がいけないわけなんです。コミ協を回していく金もないわけ。さっきの20万じゃ少ない。人材の方は、いま、新潟市がどういう仕組みかわからないけど、育成をしている。

古谷：そこまでしてコミュニティ協議会を育てようっていうのはすごいですよね。

大貫：いまの話の続きだけど、新潟市ではこの自治協、コミュニティ協議会も含めて育てていこうというスタンスでずっと動いているんですか。

五十嵐：市はそうです。

酢山：コミュニティ支援課でしたっけ。

注)新潟市に置いて、区自治協議会、コミュニティ協議会の担当は、市民生活部市民協同課。コミュニティ支援課」という部課はない。

市の本音はほどほどの住民自治

福島：私、冒頭に申し上げた豊栄市の実技の考え方、コミュニティ協議会が基礎になって、自治組織をもつと。よって住民自治の新潟市。それで、分権型政令市というようなネーミングにしたんですけども。それが、条例の中にもコミュニティ協議会というのが入るんです。ただ、コミュニティ協議会そのものの構成を条例では決めていないんです。自治組織だけですけどね。

大貫：条例化されたっていうことか。

福島：条例の中に言葉としてコミュニティ協議会がある。

大貫：私が市長になったら、それ面倒くさくていやですね。

福島：いやです。すぐ住民からむしろ旗立てられて。

大貫：それをあえてやろうということになると、市長もなかなか理解がある。行政側もあれですね。

福島：だからほどほどにしたいものだから。

酢山：そこらへんが、私も2年間自治協の公募委員やってみて、事務局が西区の地域課のスタッフ、企画係中心に4、5名いるわけですよ。そうすると、やっぱり彼らなりにやりたいようにやる。それは上の方の方針もあるんでしょうが、毎月1回位自治協の本会議やってますけども、地域からの自主的な問題を討議っていうことは、当然われわれがいえばやるんですけど、やっぱり行政側の報告とかそういうのがもういっぱい、それで行政側はこれで住民の意見を聞いたということで、次のステップをいくと。それとか、会長とか副会長なんかもちっとやりやすいような人間を配置するとか。確かに市長をはじめとしてどこまで本音かどうかわからないけど、自主的な住民組織を育てるっていうことは法律的にもいろいろ考えてはいるんだけど、実際に担当している事務局の地域課の行政のスタッフは、あんまり自主的にやられると彼らも面倒くさくなっちゃうから、やっぱりいいようにやると。僕らの方も、それなりの考え方とかいろいろ言わない限りは、事務局の計画通りに本会議が行われて部会も行われてっていうような。8つの区の中には若干そういうところがあ

りますよね。

彼らも悩んでいるわけだ。僕らもそうでしょう。若手にどう自主的にやってもらうかってほど一番大変なことは。やっぱり地域課の人たちとのコンタクトを僕らも取りながら、自主的にやる住民活動、自治活動の縦横性というかそういうものの、少し勉強会とか認識なんかもお互いにもっていかないと、僕らもおんぶにだっこでもう地域課にお任せ、僕らも地域課の人たちの力を借りないといけない部分もあるから、お互いにそうとう認識を共有しながら研究していく。全国で浜松と新潟だけだから、悩みながらやらざるを得ないんですが、そういう点では悩むだけの価値がある活動だと、私は思ってます。

区自治協議会の中に議会運営委員会

福島：いまの話で重要なのが、自治協議会の中に議会運営委員会もっているんですよ。ですから、そういうものを要綱でつくらせたんですよ。私も酢山さんと一緒に2年やったばかりですから。私が出ているのは、西区自治協議会運営会議という。それで、本会議の前には必ず開いて、そうとう綿密にやっている。当局報告は時間制限する。この審議は2時間かけるとか、かなり綿密に。その中心になっているのは酢山さん。

自治組織というのは与党野党がないというのが特徴。つまり、地域党なんですよ。ですから、かなり反共の文章を審議できる。じっくりやって、スジがたつ住民に支持される問題については、協同が組み立てられる。自治協議会の特徴はそういうことだ。私なんか政党の旗立てて議会やってた人間なんだけど、そういう私が存在できるというのは、排除できないというのは、運営会議で本当に民主的な運営をやらうとしている。何か地域の問題があったら、すぐ小委員会がつくられて、臨機応変に対応するやり方をとっていく。住民の声を自治体に反映させる上では、一番住民に近い場所の協同組織が自治組織だなど。これは上越が先行していましたから、上越の経験からそうとう教えてもらったんですよ。

その運営会議の構成員というのは、自治協議会の会長、副会長と部会長。専門部会がものすごく機能するわけです。この機関紙（資料5－9）なんか、酢山さんがキャップの部会長で、徹底的な議論をしている。私も部会長なもんだから、だいたい酢山さんと私が発言すると決まっちゃうんですね。2年かかった結果、そんなになってきた。黙っていると、会長がいかげすかなんて言うてくる。

五十嵐：そういう西区みたいな自治協議会もあれば、そうでないところもある。そうでないところは、それこそ逆の方の執行部の錦の御旗になる。自治協のみなさんからご了解いただいていますからと。そうなるわけですよ。保守の議員がそこに何か持ち込んで、自治協としてあげてもらおうと。議員のものにもなりかねない。よっぽど公募委員ががんばらないと、そういう協議会になっちゃうという側面もある。

青木：運営会議っていうのは、いま西区にしかないのですか。

酢山：名称は違うけれども、全部ではないが、半分位にはある。

福島：それに近いものはあるみたいだ。

酢山：西区は、最初はなかったみたいで。

福島：われわれがつくった。

酢山：福島さんは、市庁舎の問題でプロジェクトチームの部会長になったから、自然的に運営管理のメンバー。私は広報紙の編集長になったもんで自然的に運営会議で。運営会議というのはそうとう重要になって、次回の本会議をどうやっていこうということの時間配分とか、そんなことやる必要ないとかということまで。けっこう重視され、会長との関係も私等もそこらうまくやれますから、

元市会議員 1 期やった人が会長だったんです。

福島： 保守系の人なんですけどね。非常に良心的で。協調して。

酢山： 8つの自治協の会長会議っていうのもあるんです。西区の僕らがいろいろ言っていることを反映して、西区の会長が、これは市全体の問題なんだから、BRTの問題にしろ、がれきの問題にしろ、もっと全体で考えたり意見書だしていこうじゃないかという動きにも影響してくるわけです。会長、副会長を誰がやるのかというのはそうとう大きなポイントにもなってくる。

区自治協議会やコミュニティ協議会への事業報告は

白井： 現状がどうなっているのか教えてほしいんですけども、何か新しい事業をやる場合に、横浜市では区の議員団会議に報告をする。それから町内会自治会の連長さんたちが集まるところに報告をする。ルート 2 つ、いまあるんですけど、この入り方では、地域コミュニティ協議会にも何らか事業の報告っていうのはあるんですか。

五十嵐： それはない。区自治協議会までだと思います。

白井： 区自治協議会に事業報告があるということですね。

五十嵐： コミュニティ協議会はだいたい小学校区ですから、本当にその小学校区に関わる問題であればあるかもしれませんが、基本的に区自治協議会止まりだと思います。

白井： 区の自治協議会には行政から事業の報告がある。このようにやりますと。

五十嵐： 事業というのはどのようなことをお考えですか。

酢山： すべての事業が、議会で承認を得るための説明のようなかたちでは区自治協議会にはないですよ。向こうが判断をして、これは自治協議会に報告をしなければいけないというように整理して、すべての区に準備される。

自治協議会委員は何者にもしばられずに活動するのが理想

福島： 自治協議会委員がフリーに何者にもしばられないで、活発に活動するには、議員の場合もそうだと思うんだけど、どこかからの拘束受けていたんじゃ活動できないから、あんまりコミ協との関係っていうのは付かず離れず。

ただ一番大事な点は、私の部会は防災なんかの部会で、新潟は雪下ろしがあり、雪問題というのは深刻だが、市は大きな市道は市の直轄でやるけれども、ちいさい市道は自治会任せで、自治会が業者に依頼して除雪する。その費用を 3 分の 2 とか市が後から補助するというようなやり方で、除雪問題というのは大きな問題で、去年がひどかったですね。それで、何をやったかということ、コミュニティ協議会から除雪要望みんなあげてもらおうというふうな方法で、かなり改善を進めることができました。1 年がかりで。そういう時には、コミュニティ協議会と協同して、文章でコミュニティ協議会から除雪要望を図面を付けてあげてほしいということで、担当の区役所の中のセクションに回答させて、改善を図るということはかなり前進しましたね。そういう大きい問題があると、連携します。

ところが、あんまりきつくしばっておくと、自治協議会委員が自分の出身の自治協議会にいつもしばられて発言が拘束されるとか、あるいは協議会のことをたえず報告しなければならないとか大変な拘束を受けちゃうと、自由に動けないでしょ。だから、ある程度切り離して自由に動けるような。自治組織ですから、そういう点での必要もある。

問題は、独自のコミュニティ協議会が機能を持って、単独の自治会だけではできない地域の協同をつくっていくような組み立てをもっと進めない。高齢化問題がそうですね。何も解決しない。もう一方では、自治会の機能が、一年交替の役員の自治会が増えてきはじめていますよ。そうすると、コミ協がそういう弱体の隣の自治会も含めて、地域の問題として高齢者問題なんかを解決

していくような課題に对应できないといけない時期に来ているということで、コミュニティ協議会の機能をどう高めるか。

コミ協強化を自治協議会の会長会議が市長に要望

3条件があるわけです。ひとつは集まる場所、集会場ね。豊栄の場合にはコミュニティセンターを使っている。それから、そこに人を配置する。3つ目は、マイクロバスとはいわないまでも、事務機器、コピー機だとかパソコンだとかそういうものを配置する。

この3点セットが必要だということで、さっきの酢山さんが言った8つの自治協議会の会長会議が2年前にまとめをして、すばらしい内容なんですよ、市長に要望したんですよ。速やかにコミュニティ協議会の強化を図れと。それを今の市長は無視しているので、ことあるごとに自治協議会から文句を言っているんです。なかなか進まない。ものすごい格差がある。

自治協議会は区民と区役所を結びつける協働の要

岩崎：2つ聞きたい。ひとつは、新潟の場合、この区自治協議会っていうのが、政令市になった時がひとつの出発点。

福島：政令市と同時スタート。

岩崎：そうすると何年たったんですか。

酢山：6年。3期6年。

岩崎：そうすると、協議会ができたことと、市民の自治意識が、これができたことでそれ以前と現時点とで、どう変わってきたのかなというのがひとつのポイントです。

それからもうひとつは、先ほど福島さんが話をしてくれた時の話と、五十嵐さんが話をしてくれた時に、附属機関という言葉が使われたんだけど、この自治協議会というのは、どこに附属しているのかと。行政の流れの中の附属機関なのか、議会との関係の附属機関なのか、この位置関係はどのへんにあるのかなあと。それはいま議論されてたこととちょっとかなり関係すると思うんだけどね。

五十嵐：行政です。

酢山：僕ら自治協議会っていうのは、協働の要で、区民と区役所を結びつける要なんだという位置付け。行政もそういう説明していますし、私らもそういう理解で役割を果たそうという気持ちでいますけれども。協働の要、区役所と区民とのパイプ役を果たそうと。

福島：住民の意識は進んでいませんね。まず、区自治協議会なんて知られていないんですよ。ただ、酢山さんが広報紙を4回出しましたから、1年間で。これはものすごく読まれているんです。特に、これ（資料5-9、新潟市西区自治協議会広報紙第4号）なんか斬新なもので、コミュニティ協議会は15あるんですけども、そのコミュニティ協議会の代表している委員、私はこのへんにいるんですけど。これはものすごく読まれるんですよ。出ましたねって、何？、チラシにさあ、なんてね。これは酢山さん、どうしてこういう発想が生まれたんですか。

まだまだ知られていない区自治協議会

酢山：自治協議会がまだまだ知られていないと、それをなんとかしようということで、これが出たんですけども。コミ協が西区に15ありますけれども、コミ協は基本的にまたこういう媒体を持っていますからね。で、自治会もまた持っているということもありますから、それぞれ役割が若干違うんでしょうけども。

最初の質問の、これができて、じゃあ住民の人たちが行政に関心をもったり自治会やコミ協の役員になろうかっていうのは、今後の課題でしょうね。どこもやっぱり活動家とか役員のなり手が厳しいですから。ですから、私たち自治協も、自治協の基本はコミ協から選出される第一号委員って

いうんですが、半分くらいそれですから、その人たちがどれだけ、地域に立脚したコミ協を代表してくるわけですから、その人たちが如何に関わってますよ、自治協の活動は。だから、一号委員だけの会議を適切にもって、どういうことが悩みなんだろうとかかっていうことはけっこうやっていますから。

青木：うちの母（新潟市西区在住）に、あんた何しに來たのってきかれたから、区自治協議会についてだよって言ったら、（区自治協議会を）知らなかったですね。

福島：自治協議会なんて知っている人いないですね。議員さんというのはみんな知っているんだけど。自治協議会っていうのは何なのかっていうのは知らないですよ。ただ、この間、写真に出ていたねっていう、そういう程度。

青木：なんとなくわからないんですよ。

福島：なんだかわからない。なんか、区役所の何かやっているみたいだよ。

足立：そういう問題はそうとうクリアできますね。選ぶためにはそれなりに調べにやいかんわけですから。すごい作業が伴いますね。

酢山：今期、西区は5つくらいの提案事業を、500万使って、いろいろ計画が組まれていますから。いじめ問題の講演会とか、西区というのは新潟大学ともうひとつ4年制の大学があるので文化的な地域だっていわれてますので、アートフェスティバルをやるとか、自治協主催のいくつかのプロジェクトなり企画が今期に始まりますので、やっぱり自治協っていうものももう少し理解が進んでくるのかなと思いますけども。いま福島さんおっしゃったように、全く知られてないとは言いませんが、6年経ってますから、どう知らせていくのかっていうあたりは課題ですよ。いろいろ除雪の問題とか、BRTの問題とか、がれきの問題で、区民はけっこう知ってきているんです。それが、発信元がここだっていうのまではまだつながっていないと思っていますので。

福島：地元新聞はよく書くようになりましたね。特に西区のことをよく書くんですよ。

酢山：地元の新潟日報の記者が毎回本会議には来て傍聴して取材していますので。

青木：この広報紙はどのようにして配布しているんですか。

酢山：これは自治会長で、6万5000世帯全部。

福島：これはよく配られているんですね。自治会の掲示板に貼ってある。

青木：自治会に入っていない家庭なんかも最近増えていますよね。

福島：新潟は割合に組織率が高いです。入っていないと雪の問題だとか、防犯灯の問題だとか、独り者だとか、やっぱり暮らしていけなくなっているから。特に、ごみ問題が深刻ですよ。やっぱり自治会に入っていないと、高齢者のごみ出しどうするかとか深刻です。

学校統廃合と区自治協議会

白井：学校の適正配置の基準について、西区から教育委員会に対して意見書あげられたんですけど。

福島：これは豊栄の北区というところ。北区が一番がんばっています。

白井：その後、統廃合が実施されたようなことはあったんですか。その時には、どういうかたちで話し合いが進んだのかと思うんですが。横浜市なんかですと、学校の統廃合を考える会のようなものが地域に設置されて、そこにPTAの代表や地域の町内会の会長なんかが入って、行政も指導しながら何回か話し合いをして、こういう方向にということをかためて、それを市に報告するかたちなんですが、ここでは学校統廃合についてはどんな話し合いを進めているんでしょうかね。

酢山：基本的には同じですよ。何が違うかという、北区のこの意見書が出る以前と出たあとは、最初は行政がものすごいいわゆる少人数の学校が地域にあると、こことここをくっつけて統廃合すればいいかっていう国の方針に基いて計画をぱっと出して、それでやるべしだっていうので、北区

からこれがが一っんと出て、そういう経過は一度ご破産にしたんです。でも、やっぱり少人数の学校で悩んでいるお母さんお父さんいますし、地域の人も悩んでいますから、行政としては地元でそういう協議会をつくっていろんな立場から検討していただいて、その結果を大事にします、尊重しますというかたちで、動き出しまして、中央区では、やっぱり保護者の人たち地域の人たちの意見等々そうとう論議をして、結果的に統廃合になったところもあります。

私ら西区が属しているところは、中野小屋（なかのこうや）という市内でも本当に小規模の子ども学校なんですけど、福祉学級も行っているところなんですけども、中野小屋のコミ協がアンケートをとったりして、真島さんという会長さんが本当にすばらしい人なんですけど、コミ協の会長さんで自治協の委員にもなっているんですけど、アンケートをとって、子どもを預けている親御さんにしてみると部活も成立しない、それが原因じゃないんだけど一般的にマスコミは学力も落ちるなんていう誤った報道が流されて、やっぱりそういう不安もあって、ちょっと隣の内野の大きな学校に行かせたいっていう親御さんもいる。でもそこで卒業した地元の人たちは地域になくてはならない学校をなくさないでくれ。アンケートをとって、総会なんかも開いて、中野小屋は現状維持、このままいくってという結論を出したんです。

西区の自治協は、これをみんなで確認して、行政にもそのことを認めさせたんですが、西区で起きているこの統廃合の問題はすべて西区の自治協の本会議で報告してくれと、そして意見をみんなで出そうじゃないかというルールをつくらせて、中野小屋のことについてもそういう意見が出て、そういうこともひとつ影響しながら、中野小屋はこういう選択をして、会長非常に喜んでいました。いろいろ問題はあるんですけど、でも地元にはなくてはならない文化的な、学校というのはただ単に子どもたちだけじゃないんだということで、地域に残してもらいたいということを、市にその要望を出したものですから、市としてはそれを認めざるを得ないということです。

五十嵐：これが提案された時の教育委員会、私傍聴したんですけど、新潟は6人の教育委員しかいないんですよ。そこにこれが出されて、教育委員はみなさん口々に、いや統合した方が子どものためにいいんだろうなみたいなことを口ではいうんです。しかし、地域から上がってきたから、もうそれ以上踏み込めない。いくしかない。

酢山：だから、地域のアンケートをとったり自治会の総会をやったり、中心に果たした役割はコミ協です。真島さんという自治協の委員でもあります。

福島：酢山さんの説明にありましたように、自治協議会の中で2年間学校統廃合の問題を繰り返し繰り返し議論してきたんですよ。一度は、前の区長が、今後は地元に任せますとわざわざ本会議に割り込んできたから、私は手をあげて、それは4年間経って自治協議会の会長会議がまとめた意見では、自治協議会の議題にしていくことが重要だというふうに書かれていると。これは4年間の総括でしてね、従って地元の議論が基本であるが、同時並行で必ず自治協議会でその地域の学校統廃合については並行して持論をするということであると言ったら、会長が、福島委員の意見の通りにいたしますというて集約したから、方向付けはきちんと座っていく。

そうしないとたえずそういうリアクションがあつて、議論していかないと、おかしくなる。だけでも繰り返しそういうことの議論を自治協議会です。本会議での議論はかなりおもしろいわね。バス交通の問題が出れば執拗にがんばる人がいて、またおもしろいんですよ。

日本共産党と区自治協議会

酢山：私ら自治協をなんとかもうちょっといろいろがんばろうということで、党の方としては西区の党委員会のもとに「まち研」という組織をつくって、自治協に参加している党員は不定期ですけど集まって問題を整理して、各部会でどうするとか運営会議でどうするかっていうようなこともや

って、福島さんを中心に。いま公募委員でもうひとり、3人います。もうひとりまた今回入れたんです。女性が入って4人位仲間がいますから、そういう連携をしながら、準備したりいろいろやっているっていう背景はありますけど。

福島：けっこう本会議、楽しいですよ。おもしろいですよ。何か言うと、引き続いてでてくるんですよ。けっこう議論になっていく。だからかなり議員の活動のように準備しないと。本会議に向けて準備しないと。そうするとなかなかおもしろいですよ、議論が発展して。

五十嵐：私も西区の一回だけ傍聴したことあるんですけど、自治協。こう話するでしょう。そうするとほかのコミ協選出の委員とかもつられてものを言うんだよね。私は東区ですけど、東区はよく傍聴しているんですけど、ほとんど意見ないですもの。そういうところもある。

福島：言いやすいような材料を、8つの区はあげなきゃならんものだから、地区委員会に対策会議つくってもらって、やってきたんだけど、いまは開かれなくなっちゃったんですよ。だからもう西区だけでやるしかない、西区だけでやっている。本当は8つの区の党員が集まって、やっぱりひとつは学習会をやらないと、これ前人未到の仕事なもんだから、たえず大学教授の御進講いただいたりしてがんばっていかないとできない問題があつて。それからもうひとつは交流と、このふたつがとっても必要なんですけど、それがなかなか。

コミュニティ協議会を選挙に利用することはない

古谷：いまの流れと違う話なんですけど、本年度コミュニティ協議会ごとでそれぞれいろんな要望も出てくるじゃないですか。そうするといわゆる市議会議員選挙との関係で、たとえばこのコミュニティ協議会は、私たちはやっぱりこの人を押すんだっていうようなことだったり、選挙とのつながりっていうのはなんかありますか。

五十嵐：それは全くない。

福島：全くないですね。選挙に利用するっていうことはないと思います。3月、これが年度の最後の本会議の時に、私が提案して毎回飲み会やるんです。そしたら、なんか下心があつてコミ協の仕事をやるっていうのは住民は見透かしていると。つまり、議員に出ようとか。それは通用しない場所ですね。自治会長はそういうつもりで出るのがいますよね。コミュニティ協議会は1年で干上がってしまいますよ。そういう意図をもったやつは。

古谷：先ほど、議員側が要望を通すためにこの協議会を使うような感じのことをおっしゃったんで、逆もあるのかなというふうに思ったのです。

五十嵐：でも、それは中身に一定の道理があるから。大貫さん、おっしゃいましたけど、基本的には与党は予算を通そうとするでしょ。そこで意見書との内容で矛盾とおっしゃいましたけど、意見書の中身っていうのはまるでそれで反対だつていう意見書はほとんどないんですよ。つまり、慎重にやれとか、いろんな声があるからっていうことで。逆にいうと、与党の議員がその声に配慮して、やっぱり予算審議の時にもっと慎重にとかっていう力にはなります。そんな関係なんです。

あらき：暴走させなくなるよね。

協働の名目で、行政の仕事の肩代わりはないか

大貫：またちょっと話違うんだけど、横浜の場合には、協働の名のもとに、自治会だとかうまく使って、行政の仕事をやらせようっていうような。すぐ、協働ってそこなんですよね。そういう意味でいうと、いまいった区協議会だとかコミュニティ協議会を使って、要するに行政がなんかやらせようっていうような、そういうような仕組み、動きっていうのはないんですか。

福島：なきにしもあらずなんですけれども、それこそ島根大学の保母武彦先生がいうように、協働にはいい協働と悪い協働があるっていつているんだけど、その峻別はよく議論になります。役所が

やる仕事をそんな押し付けちゃダメだよっていうことが、自治協議会の中で議論になります。たえずそういうものを共通の議論にして学習して、やっぱり理解する度合いを高めていかないと。だから、それこそ民医連の出身である酢山さんはいつもやってくさっているんだけど、例の自助・共助・公助、これはたえず入ってくるんですよ。そいつはやっぱりきちんと自治協議会の中で仕分けして、全体の共通の認識をつくっていかないといけない。雪問題なんかそうなんです。高齢者にとっては厳しいですから、友愛精神みたいなことが入ってくるんですよ。だけど、法的な役割っていうのはあるんじゃないかと。雪問題なんかはそのところを峻別をしていかなければならない中心問題になってますよ。

区自治協議会の部会がベース

あらき：次の人たちを、さっきの自治協議会に参加する人とかコミュニティもそうなんですけど、現役の人たちって多分運営会議って普通の時間帯でいうと午前とか午後とか役所の関係でやってらっしゃると思うんですよ。だから、時間帯を少し、夕方からやるとか、なんか今後の課題としてそういう工夫はどうなんでしょうね。

酢山：基本的に退職者ですからね。時間的な余裕はあるんでしょうけど、やっぱり自営業、TPAの役員なんかの人たちは自営業しながらTPAの役員やってくるんだけど、なかなか参加できない。だから、やっぱり自治協、定数がありますから成立しないとまずいですから。なかなか大学の先生なんかも出れない場合もありますので、そこらへんちょっと工夫をしなきゃいけないかもしれません。

自治協の本会議も大事なんですけど、部会なんですよね。そうとうおもしろかったり住民の声を聞きながらがんがんやれるところですから。それはけっこう夜やったり、時間的に調整しながらやっていますので。やっぱり問題をいろいろ論議したり、論議するだけじゃなくて浜松に調査に行ったり、担当者をよんで勉強会やったり、地域に出て行ったりというような行動なんかも伴いますので、おもしろいのはやっぱり部会ですよ。

福島：部会がベースですね。部会がものすごく機能しています。ですから、私は庁舎建設、今度区役所の庁舎の建設がいま始まっているんですけど、その部会の部会長なんですけど、埼玉と浜松、公費で視察を組み立てて、職員の視察と同じ費用で、行かせてもらったんですよ。

後継者づくり、人材育成が必要不可欠

大貫：今後ですけども、たとえば酢山さんや福島さんは一定の期間くれば卒業するわけですよ。

福島：だから、養成しなきゃならないんですよ。その場合、公募委員なんですよ。上越がなんで選挙が2回目なくなったかという、手を上げる人が出てこないわけですよ。かなり自覚がなきゃめんどろな話なんですよ。役所のことわかんないししゃべれないですよ。誰も出れるっていうわけにいかないから。だけど、素質のある人なら入ればもう2、3か月でやれるんですよ。だから、その人を引き上げて中に入れていけるっていうのは公募委員なんですよ。コミ協代表なんかですともう自動的にそこで決まってしまうし、学識経験者等々はもう市役所の意向で集めますから。公募委員がしっかりと育っていくこと。再選期になると、候補者選定で、それこそ区委員会の力を借りて。西区の場合、区委員長自ら候補者捜ししてくれて話をつけて手を挙げさせて作文指導までやって。作文審査なんですよ。

酢山：西区のいまかかえる課題を考えておかないと、それを中心に書きなさいと。

大貫：誰が判断するんですか。

福島：選考委員がいます。自治協議会委員で、役員選考委員会というのをつくって、次は公募委員を何名募集するか、選出方法を決めていく。選挙管理委員会ができて。それは、自治協議会とは独

立するんです。そこで報告を受けて、最終的には自治協議会が承認しないと効力を発揮しませんけど、選挙管理委員会が自立するんです。

青木：選考委員というのはどういう方になるんですか。

酢山：選考委員は、その自治協議員の中で。来月から始まる第4期は公募委員が5人いまして、そのうち3人がうちの仲間です。私もその1人ですし、今回候補委員で2人仲間を出したんです。女性の割合を増やそうというので、女性は合格しましたが、男性は落ちちゃったんです。福島さんはあと2年ですから、仲間の公募委員をいかに継続させるかということと、誰がやっても一定の質の自治活動をやっていくための、私なんかはこの2年間でそこらへんをきちんとまとめていくような役割、広報紙なんかも誰がやってもというようなことで、そういう後継者づくりも大きな課題じゃないかなと思います。

福島：広報室なんか、ものすごく意欲をもって、実務も大変ですよ。年4回発行するということで、大変な仕事なんですよ。

酢山：民医連で毎月新聞を作っていたので、全く苦にはならない、年4回なんていうのは。学生も非常に力を貸してくれてます。いままでお飾りでいただけなのが、広報紙で、新潟大学ともうひとつ私立大学の2人を引っ張りだして、もう元気にがんばっています。

福島：本会議の中で公募委員の役割が大きいということを、その委員がちゃんと発言するようになりました。公募委員、注目の的なんですよ。西区は公募委員でもっている。

岩崎：公募委員の選び方、さっき選挙管理委員会つくったりという話ありましたが、全部の区の仕組みがそうになっているんですか。

酢山：基本的にはそうになっています。何名公募委員をするかっていうのは、人口でもう総枠決まっていますけど、私らもう3人位増やせたんだけど、なかなかそこまでいかなかった。だいたい基本的にそれぞれの選考委員会があって、小論文書いてもらって、その委員会でもって。

福島：選挙管理委員会が選考するんですよ。

あらき：すごいね、民主的だね。

福島：ただ、誰かはわからないんですよ。A、B、C、Dとなっている。だから、共産党だからはずそうなんていうことはできないんです。

酢山：そろそろ時間になりましたので、よろしいでしょうか。いくばくかの勉強になったのかなと思います。今日はいろいろありがとうございました。

おわりに

このたび、自然エネルギー、子育て対策、市民自治を学ぶ視察を行いました。予算議会が終わってからのこの年度末しか時間がとれず、あわただしい旅となりました。年度末という役所にとって最も忙しい時期にもかかわらず、ご親切に対応してくださった飯田市職員の方々、おひさま進歩エネルギー、串原下條村会議員、にいがた自治体研究所、五十嵐新潟市会議員に、感謝いたします。

飯田市では、おひさま進歩エネルギーと一緒に、太陽光発電をはじめとする自然エネルギーの普及に力を注ぎ、自然エネルギーの活用を通じて地域経済を活性化させようとしています。同市では新エネルギーの担当部署を設置し、専任の担当職員を配置しています。今回お話を伺った小川氏は2009年の環境モデル都市認定時から移動していません。これは、数年で担当部署を移動させる役所人事からすると異例であり、このことから市の熱意が感じられました。

おひさま進歩エネルギーは、省エネのコンサルタント事業を行っていた地元出身の原亮弘氏が代表となって進めてきた団体です。はじめは原氏との個人的なつながりのある方々が屋根を貸してくれたり、ファンドに出資してくれていたものが、後に市民へ、市行政へ、全国へと大きく広がりました。市が環境モデル都市に認定され、自然エネルギーの普及事業を始めようとした時に、おひさま進歩エネルギーの活動があったればこそ、公共施設の屋根貸し事業が実現したものといえます。また、前例にないことを嫌う役所が前例にない公共施設の目的外使用を認めたことも大きいことです。

自然エネルギーの普及は、都市の大きさにかかわらず、取り組めるものです。横浜市は2008年に環境モデル都市に、2011年には環境未来都市として選定され、横浜スマートシティプロジェクトやHEMSと太陽光発電システム等の導入促進などを行っていますが、市民にはあまり浸透していません。飯田市にならい、市民に市の本気度を見せ、市民がその気になるような仕組みや、金銭的余裕がない人でも自然エネルギーに取り組める仕組みを作っていくことが大切だと考えます。

信号機のない交差点、ラウンドアバウトは、電気をつかわない、信号待ちがないからアイドリング時間がないのでCO₂排出量が抑えられるという環境にやさしいものです。また、信号待ちがないことで運転手のイライラが少なくなり、精神衛生上もよいという副産物も生まれます。同市で2つあるラウンドアバウトのうち後発のものは、信号機のついた普通の十字路から信号機を取り払って整備したものです。これもまた、前例にないことを嫌う役所が行ったことで、特記すべきことです。横浜市でも、宅地造成された郊外部などでラウンドアバウトを試してみる価値はあると考えます。

自然エネルギーの普及にしても、ラウンドアバウトの整備にしても、説明して下さった市職員の方々からは、熱い思いがジンジンと伝わってきました。市職員の熱い思いが市民に伝わり、今後ますます自然エネルギーの普及が進むことを願わずにはられません。

山間部にある人口1400人の小さな村、下條村では、村の活性化は若者人口を増やすことだと、子育て支援を充実させています。若者定住促進住宅、高校卒業までの子ども医療費無料化、保育園保育料の減額、小・中学校の給食費補助、中学生までのインフルエンザ予防接種の補助などです。また、成人・高齢者施策として、各種健診料、75歳以上の後期高齢者医療費自己負担、70～74歳の医療費自己負担の補助や、在宅介護者への慰労金として月1万円支給などを行っています。福祉の遅れた横浜市からみると信じられないような充実ぶりです。その結果、人口減少のいまの時代においては珍しく人口が増え、合計特殊出生率も全国平均を上回っています。

これは、民でやれることは民でという考えの持ち主であり、ワンマンではあるものの、伊藤村長の手腕によるところが大きく、村職員の4割が嘱託であるなどの問題はあるものの、福祉が人を引き寄せることの証明になっています。

一方、村の収入の半分が国からの地方交付税でまかなわれているということについて、近隣自治体から批判があることはうなずけます。地方交付税のあり方が問われる問題でもあります。

新潟市は、2005年に政令指定都市となった際に「分権型政令市」をかかげ、市長の附属機関として「地域区自治協議会」を設置しました。地方自治法に基づく「地域区自治協議会」を設置している政令市は新潟市と浜松市だけです。

北区で学校の統廃合計画が持ち上がった際、区自治協議会が小・中学校の適正配置の見直しに際しては学校と地域の関係を十分考慮することという意見書を市教育委員会に提出。市教委は「学校の適正配置にあたっては地域の皆さんと協議を重ね、合意の上で進める必要がある」と回答し、統廃合問題は実質白紙に戻りました。このように、住民の意見で行政を動かすことのできる存在となっています。

8つの行政区毎に設置された区自治協議会の中では、まだまだ活発な議論や動きがあるところが多いとはいえ、市民への認知度も決して高くはない状況ではありますが、市議会議員や市長も無視できない存在になっているということは重要です。そして、何よりも、住民の声が行政に届きにくい大都市で、小学校区毎に住民の声を行政に届ける仕組みを設けたことは、画期的なことだといえます。

この区自治協議会は、横浜市でも設置できるものです。日本一人口の多い基礎自治体として、多いに研究し、導入を急ぐべきものであると思われました。

日本共産党横浜市議団は、これらの視察で得られた情報や知識について、研究を重ね、議会で取り上げるなど、横浜市政にいかしていきます。